

平成25年3月19日(火曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成25年3月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 25 年 3 月 19 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

おはようございます。

いつもこの席へ立ちますと、裁判で証人喚問でも受けてるような、緊張しております。

それでは、私の一般質問を 2 点にわたって通告書に基づいて致します。

最初にですね、今回、5 人の課長さんが退職されるとお聞きしました。黒潮町は、若い優秀な職員さんが後に控えてるので心配はないとはいえ、町にとっては大変大きな損失ではないでしょうか。今回お世話になりました 5 人の課長全員に質問をしたかったんですが、私にはもう限られた時間内に 5 人全員への質問を用意する能力がなくて、一部の課長にしか質問を用意できなかったことをまずお断り致します。

通告書に基づきまして、最初は同和問題について質問します。

同和対策法が完全に終わって 10 年になります。いつまでも住民を線引きした従来型の取り組みは限界に来ており、そろそろ行政も整理する段階に来ているのではないかなと思います。

ここにですね、総務省の談話の要旨があります。

平成 14 年、2002 年ですけれども、3 月 29 日総務省がですね、同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話というのをしております。少し省く面もありますけど、読んでみますが。

政府は、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44 年以来 33 年間、三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に関係諸施策を積極的に推進してまいりました。今般、最後の特別措置法が 3 月末日をもって失効しますので、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了致します。

国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発もさまざまな創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したことなどを踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適切に実施していくこととなります。

こういう総務大臣の談話が出されておまして、もちろん行政にも届いていると思います。

それで、最初に住民課長にお尋ねします。

松本課長も今回退職とお聞きしましたが、課長とは最後までこの問題で議場で対峙（たいじ）するところになりました。答弁をよろしく申し上げます。

今年度もですね、続いて泊まり合い事業を実施するのでしょうか。2 年前だったと思いますけども、町民の参加者が少ないために、長年続けた看板だった女性泊まり合いから女性をついに降ろしてしまって、男性の参

加も呼び掛ける変更がありましたが、2年前からその後また変更になったものがありましたら教えてください。
また、今年度変更する予定の内容がありましたら教えてください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

5人おる中で私一人が対象になりまして、非常に光栄なことだと思っております。

それではですね、1番の同和問題についてご答弁させていただきます。

議員言われる同和対策法が完全失効しまして10年になる。いつまでも住民を線引きした従来の取り組みは限界に来ておるので、その整理に来ている段階ではないかと、1点、泊まり合いのことについてご答弁させていただきます。

議員が今言われましたとおり、2002年に同和対策にかんする特別措置法は失効しまして、一般対策化をされております。それは今、宮地議員が言われたとおりでございます。

ただ、この特別対策事業は、主には地域の劣悪な環境整備をするというのが私の認識であります。ただ、そういうこともございまして2004年にはですね、同和問題の解決のためのハード的的事业は一定の成果を挙げたが、ソフト面にはまだまだ課題が残っているとして、人権教育及び啓発の推進に関する法律が制定されております。で、人権教育啓発の推進を法的に明確にして取り組む国の責務、地方公共団体の責務、国民の努力などが示されているところでございまして、高知県では高知県人権施策基本方針の中で同和問題をはじめとする、あらゆる人権にかんする問題の解決に向かって推進しなさいということを言われております。

それから、同じく高知県の人権尊重の社会づくりの中でも、同和問題をはじめとするあらゆる人権にかんする問題への取り組みを推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とするという2つのですね基本方針と条例が可決されておるところでございます。そういう状況の中で本町でもですね、この人権課題を解決するための黒潮町人権施策推進基本方針を策定致しまして、人権文化のまちづくりを目指し、人権教育啓発事業を推進しているところです。しかし、残念なことではございますけれども、県内各地においてもまだまだ多くの差別事象が報告されるなど、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題が解決しているとは言えない状況にあるのではないかと考えております。

一例を示せば、昨年には四万十市内で起きたことではありますけれども、四万十市内の高校に通う女子高生が地区を名指した差別発言を受けるなど、あってはならないことが現実として起こっているところであります。従いまして、まだまだ部落差別が解消していない状況下にありますとは、この問題の抱える正しい情報や知識を住民に提供することが大事ですし、また人権感覚を養う環境も求められます。差別が発生してしまう大きな要因は、誤った知識や情報の下で偏見を増幅させ、それが人への差別につながっていくことです。そのため我々は一日も早く、人が人を認め合い、人が人を大事にする、人権文化の息づいたまちづくりに取り組むことはこんにちの大きな行政課題と思っております。

昨日、下村議員からいじめ問題に対する教育長への質問もありましたけれども、その中でやはり人権というものの大切さを教えることは、やはりいじめ解消にもつながるといったような答弁もあったかと思っております。

次に、泊まり合いの件でございますけれども、実施しているのは県下で黒潮町だけであり、内容も形骸化しているのご指摘でございますが。

この事業をこれだけ長く実施できたことは、私としてはひとつの歴史と文化となっているのではないかと思

っております。しなしながら、議員が言われる形骸化につきましては、私自身ご指摘を否定はできない状況であることは認識しております。しかしながら本研修会は、町民の方はもとより、町職員、教職員の人権研修と位置付けており、人権問題を解決するための実践力を高める目的からも、今後も研修の必要は重要と考えております。

今後の泊まり合いの在り方でございますけれども、この泊まり合いそのものの目的が同和問題であったことから、同和問題を柱としながらも、今後は他の人権問題も含めた人権研修事業となるよう検証もしながら、創意工夫して実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

今、全体的なことを課長の方から答弁いただきました。

私はですね、人権についての研修、啓発、それはほんとに大事だと思うんです。この人権と同和問題を切り離して考えていく。まあ、もちろん行政の方はしてませんが。同和問題については、ここへ特別対策法が終わったんですよということを先ほど言ったんです。

それで、課長に質問したのがね2点あるんですけどね。今年も泊まり合い事業を実施するのですかというのが1点と、それから2年前には女性泊まり合いというのを変えてですね、もう女性がなくなって、男性の参加も呼び掛けるように、この内容が少し変わってきました。そのほかに変わったことがありますかというのを聞いて、まあ今年度もまた変更する内容がありますかということをちょっとお聞きしたんですが。

端的でいいです。お答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

2年前に男性もということでございますけれども、そのことにつきましては先の質問でも答えましたように、この問題は、まあ男女ともに考える、男女共同参画法に基づいてですね一緒にやった方がいいんじゃないかな。また、そういった方が泊まり合いが持続的にできるんじゃないかなといった考えの下にですね、男性も入れた研修とさせていただいております。

それから、25年度も泊まり合いを実施するのであれば、今までと変わった点はあるのかということでございますけれども。現時点ではですね、先ほど私、まあ今後ということでは答弁はしましたけれども、特に今のところですね、今年はいったことをするといったことは今のところ出ておりませんが、先ほど申し上げましたように、この泊まり合いの研修の在り方についてはですね今後検討していきまして、恐らくまた7、8月の、なろうかと思っておりますけれども、その実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

2回質問したんですけど、抜けましたけどね。

女性泊まり合いで女性が抜けた。ほかに内容で変わったことはありますかというふうに言ったんですけど、まあ、なかなか課長はおっしゃってくれません。まあ気が付かないのか、気が付いてると思うんですけど。

案内文にはですね、今まで地区内外の女性が一同に集いという文章があったんですけども、昨年からの地

区内外と、そういう言葉。両地区というのですか、の言葉が消えておりますよね。その消えた理由。

消えておりますね、課長ね、案内文でね。その消えた理由は何ですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

地区外、地区内ということもなくしたというのは、先ほど議員が言われましたように、まあ一般化に移行したというようなこともございます。

それから、この地区内、地区外ということにつきましてはですね、法律上はなくなったわけですが、現実として被差別地区というのはございます。まあ、そういったこともございますけれども、事業そのものが一般化に移行致しましたので、まあ地区内、地区外ということではですね、のけさせていただきました。

この地区内、地区外というのは、私の認識では、議員の方から一般質問の前に参加住居について、地区内、地区外でどうであったかというふうな資料の求めがあったというようなことも聞いておりますけれども、まあちょっとそここのところの確認は私もはっきり分からないところではありますけれども。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長、この案内文ね、前も私読んだと思うんですけどね。何で私がこれにこだわるかといったら、大変大事なところなので。この以前まではですね、まあ1972年に始まったと。それで、ひざを突き合わせ、肌の触れ合う中で、両地区の女性が交流を深めましたと。それで、この泊まり合いによって両地区が。ちょっと飛びますけど、地区内外の女性が交流を深めてきたというふうにしてですね、いろいろここ書かれてありますが。そういうふうにして、泊まって親睦（しんぼく）をし、交流を深めていくと。それが目的で始まって、これが延々と40年も続いてきてるわけですね。

ですから、その地区内、地区外は私が一般質問してから省いたとか、そういうもんでなくて。まあ指摘されたから省いたのかもしれないけども、一つのこの泊まり合いの中の事業のですね大きな目的のメインになっていたわけです。それで、まあ課長自身がもう形骸化は否定できないというふうに認めましたしですね、これから在り方は検討するというのも少し、まあ私としてはやめるべきだと思いますから、検討するというのもどうかと思いますけども。まあ、とにかく地区内、地区外というのを省いたことは、ほんとは私は当然だと思っております。

それから、1つ今、課長のあれで気になったのは、同和対策法が終わって、もう終わってるんですけど、被差別地区はまだあると。これはもうなくなってるはずですが、そういうふうにしちゃいけないんじゃないかなと。住民をそういうふうに分けていく。それをしちゃいけないというふうに私は国は言ってると思うんですが、まあ、そのことをもう質問してるわけじゃないですけども。

それでは、あれですね。課長が言ったのは、被差別地区は存在するということでしたので、ちょっとここで副町長にお尋ねしますけど。

その今、松本課長はですね、被差別部落は存在するということで、地区内、地区外というのは、まあ言葉の上ではなくなったけど、実際あるんだというような答弁でしたが。その地区内、地区外に分け方の根拠を以前質問しますと、執行部答弁ではですね、属地属人で区別をしないと、そういうような答弁がありました。

ほんで、行政は法がもう終了した今でも旧被差別部落の住民を属地属人の扱いを今もやってるということでしょうか。ちょっとその点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

まあ、そういう分け方そのものは行政の中で使い分け方もしますけれども、現実的にはですね、今のところそこまでは考えてないという状況です。

もろもろの事業を進めていく上ではですね、そういう言い方をしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

ちょっとあいまいですけども、もろもろの事業をするにはということは、結局、属地属人主義ということ。その扱いは、今現在も行政としては続けていると。やめてないということによろしいですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

少しお待ちください。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員が言われる、属地属人ということの取り扱いでございますけれども。これは先ほど申し上げました、地区外、地区内に分けたときに。まあ分けたといいますか、どういうふうな参加だったかということのもとにですね、まあ地区から。地区からといいますか、まあ被差別地区からほかの地区へ移った人も含めて属地属人といった分け方をしますということでご理解をいただきたいと思います。

それから、被差別地区はなくなった。特別措置法も失効しましてなくなったということでございますけれども。先ほど私、最初なぜこれを言ったのかといいますのは、県の人権施策基本方針の中でも、同和問題をはじめとする人権に関する問題の解決に向けてとあります。同和問題という言葉を取れば、いわゆる被差別地区になってきますよね。この同和問題があるという表現をすることは、まだまだ被差別地区はあるんだというふうに私は認識をしております。

そして、議員は法が終わったからと言いますけれども。いや、まだ現存している、いわゆる、先ほど申し上げました人権教育及び啓発の推進に関する法律というのは、これは生きています。生きてる法律については、当然その法律の趣旨に従って、行政としてはですね責任を果たしていかなければならないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私はですね、今現在はこういう被差別地区と。または、そういう旧同和地区ですね。そういうことを定めちゃいけないと。行政がそれをまだまだあるんだというふうに変別してはいけないんじゃないかということ、まあ言ってるわけですね。でも、課長は、また行政は、同和問題をはじめとするというふうに、同和がある以上は被差別地区はあるんだと。また私自身は、もう国は同和对策法の特別法というのは終わって一般行政に戻しなさいと言っておりますので、それ自体はないと。その方針で現在は全体的には進んでると思います。

それで、県としてもですね、地区を特別視しないというふうに進んでるんじゃないかと思うんですが、それなのに行政はいつまでも被差別地区があって、その問題があるのでこういう事業を続けていかなきゃならない

という方向を取っております。でも、この泊まり合いというのはもう全県下全部終わらして、終了して。時代に合わないということで終了して、やっておりますが。黒潮町だけは依然として、旧同和地区があるから、被差別地区部落があるからということで続けている。それ自体が私は問題だと思って、いつもここで取り上げるんですが。まあ属地属人ということ自体もですね、もう県は使ってないんじゃないかと思うんですが。

黒潮町としては、もう一度確認しますが、依然としてこういう取り扱いというものは残ってるんですね。生きてるんですね、まだ。やめてないんですね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

属地属人という言葉に非常に議員問われるわけですがけれども、通常、属地属人というふうなことはですね使っておりません。

ただ、この泊まり合い研修の中で、先ほども申し上げましたように、地区外、地区内ということが出てまいりまして、その中でまあ地区外の方を属地属人というふうに表現をただけでございまして、これはこのことにかんしてそういうふうな表現をするというふうに理解していただきたいと思います。

ただ、特別措置法が切れたからといって、それをよく主張されますけれども。じゃあ、現存している法律の下にですね、まあ県もそういったあれはしないということでございましてけれども。何回もの答弁になりますけれども、これ高知県の人権課が出しておりますけれども、同和問題をはじめとするといったことで、やはりこれまで解決に向けてきた同和問題の手法とか、いろんな意味合いも含めてですね、ほかの人権問題も解決していきなさいよということでございます。

ですから、決して同和問題が終わったとかいうことではないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

少し言ってることが違うんですけども。

私はね、この同和問題というのはもう一転終了させて、国の方も終了してるので、もう泊まり合い事業そのものもやめなきゃいけないという立場で話をしてますよね。その泊まり合い事業をする根拠がですね、やっぱり地区内と地区外の住民を分けてる。分けてて、それで親睦（しんぼく）し、交流をするというこの事業ですが。その分けてる根拠に、前に質問したときには属地属人という扱いをしてると。だから、その根拠になってるということですよ。

それで今、やはり住民をですね。今、課長の話ですと、まだ法律が生きてると。生きてるので、こういうふうに住民を、言ったら区別する。それ自体は、行政は、私は続けてるんですかというふうに言ったんですけど、やはりそういうことを続けてるわけですね。住民を区別し、分けてるわけですね。

そういうことは現在も、行政としては続けてるわけですね。それを私聞いてるんです。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

本来そういったことで人間としてですね区別をするということではですね、あってはならないことだと思います。と思っております。

このことは憲法の13条にもですね、個人の尊重、幸福の追求権、公共の福祉ということではですね、最大の尊

重を必要とするとか、14条では法の下での平等ということもうたわれております。ただ、議員はもう終わったというふうなことでございますけれども、私はまだまだ差別という事象がある以上はですね終わったとは思っておりませんし、国の法律の中でも終わりましたよということはないと思っております。

で、1つ、まあ昨日の答弁の中で町長が交通事故の話を出しましたけれども。

例えば、1970年代には日本の交通事故犠牲者が1万人を超えた時期もありました。その後、環境整備とか交通マナーとか、いろいろ国民の皆さまが努力をしまして、5,000人を切るようになってきました。ただ、じゃあ交通安全とかいったものを1万人を切って5,000人を切ったから、もうそんな運動はしなくてもいいよ、もう終わらしましょうということにはならないと思います。やはり交通事故者はゼロになるよう、なかなかこれは計画的なことになるかもしれませんけれども、続けるべきであろうと思います。

で、この問題も、やはり差別がだんだんに減ってはきておりますけれども、やはりある以上は我々は行政責任としてですね、その解決に向けてですね啓発を進めていかなければならないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はですね、差別がなくなったと、もう部落差別がなくなってるからということ言ってるわけではないんです。その問題と、今言ってる問題とは別です。一緒にしないでいただきたいんですけども、問題をすり替えないでいただきたいんです。

今のね、格差社会の中で、差別がゼロになるということはかなり難しいことです。収入が違う、学歴が違う、地域が違う。それから、いろんな意味で格差がありますね。この格差のある社会の中で、差別がゼロになるということはありません。それで、ないと思います。で、同和問題もですね、差別がゼロになるのが解消ではなくて、住民がですね、もうそういうことを気にしなくなる。あんまり問題にしなくなる。お互いの中に垣根がなくなる。それが同和問題の解決だと、以前から言ってることなんです。

それで課長の方は、対策法が、まだ法律が生きてるからやって当然だという話ですので、ここはいくら言ってももうかみ合いませんからやりませんが。私はね、同和問題を解決するためには、こういうふうに住民を行政がいつまでも区別をし、分けている。選別をする。そういうことをしてたらいつまでも部落問題というのは解決しませんよ、解消しませんよということを常に言ってるんです。その代表的な取り組みがこの泊まり合い事業ですから、もうよその県も全部やめてますし、それから課長自身が認めましたけども内容は形骸化しておりますので、このへんで整理をするべきじゃないですかということ言ってるんですが。

話をですね、あまりそらさないで、もう一度この問題で答弁願えますか、次へ移らなきゃいけないから。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

私が先ほど形骸化ということで答弁しましたけれども。まあ、その理由としましてはですね、やはり参加人員が少ないこととかですね、そういったことも含めてですね、すべてをもってその形骸化について否定はできないという意味でありまして、すべて形骸化しているとかいうことでですね、今後も続ける必要はないというふうなことでそれを言ったわけではございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私としてはいつも言っていますが、住民を地区内、地区外というふうにですね表で分けてなくても、裏では区別して、そういう事業、泊まり合い事業はほんとに早いうちにやめてほしいと。また、機会があったら議会でその都度追及していきたいと思います。

それではですね、再度、松本課長に伺いますけど、その研修日程ですね、今まであった。それも今までとおんなじですか。夜の5時以降も日程に組み込まれますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

今、現時点ではですね、去年と同様でやるということを前提にすればそういうことになりますけど。夜の日程と言われますけれども、夜にかけてまで参加してくれた方に、また教職員、また職員にですね、交流の場でも、この同和問題について話さないよというようなことはですね、決していいですか、一切かっておりません。

それから、夜の参加もですね、これは自由参加でございますので、強制して交流会にも参加しなさいよというふうな運営はしてありません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はですね、そんなことまで聞いてないですよ、課長。

研修日程はどうですかと、5時以降も日程に組み込まれるんですかということだけ聞いてますので、予防線を張って、いやいや強制はしてませんか、そういうことで私は言わなくてもいいんじゃないかなと思うんですが。

じゃあ、教育長に伺います。

私は昨年ですね、泊まり合い事業で教員の時間外勤務の条例に違反してるんじゃないですかということのを再三質問を致しました。その件で教育長は県の方からですね是正指導を受けたのではありませんか。受けたかどうかだけお答えください。

今の松本課長にいろいろ付け加え要りませんので、是正指導を泊まり合い事業で県から指導を受けましたか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それではお答えを致します。

泊まり合い事業についての県からの是正はあったのかということでございますけれども、具体的にですね、この部分を是正しなさいというふうな指摘は、泊まり合いにかんしては受けておりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そうですか。

これはですね、私がこの問題で議会でいつもやってもなかなか教育長と話がかみ合っていきませんので、共産党の県議会議員の方でこれを調べてもらいました。と伺いますか、話していただきました。

それで、共産党の県議がですね県の教育委員会の方に、ここから黒潮町の泊まり合い事業の概要を受け取っ

て、それで調べた上でですね、こういうことをここへ書いてありますが。

指導をしたと。県の方からですね、黒潮町の方へ指導をした。そういうふうに、このように指導をして、こういう改善点をもらったというですね要旨を私は受け取りましたが。

じゃあ、これは県の教育委員会が共産党の県議に対してうそを言ってるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

具体的な指導の内容をどういうふうに指導したということは分かりませんが、その内容はどのような内容でしょうか。それは分かりませんか。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これはですね、黒潮町泊まり合い人権教育研修会への教員参加。

研修日程に勤務時間外に行う内容が記載されていたと、それを課題として指導をしたと、そういうふうに県教委がですね指導をしたということですが。

そういう是正指導は受けてないんですか、受けてるんですか。受けてないんですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

今、議員がおっしゃられましたことはですね、泊まり合いの在り方、いわゆる研修日程等のことであろうと思います。その日程にですね、参加をする教職員。これ9月議会でも答弁を致しましたけれども、あくまでもこれは自由参加ということで、その夜の研修日程についても自由参加であるという答弁を致しました。

要は、その。

（宮地議員から「受けてるかどうかを聞いてます」との発言あり）

それは、教職員、あるいは教育委員会への指導というふうには自分は受け取ってはおりません。それは、あくまでも泊まり合いのですねパンフレット、内容等についてですね是正をすべきであるというふうな指導であったというふうに思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

では、県の教育委員会から指導を受けてるんですね、指導であったというふうに受け取ったわけですから、指導を受けてるわけですね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

いや、それは指導ではありません。

というのはですね、これは泊まり合いのその内容。いわゆる研修日程について、こういう日程ですよということですね。その内容の指摘であってですね。

（宮地議員から「ああ、指摘ね」との発言あり）

ええ。これは教職員が参加するに当たって、それについてどうこうしなさいという指導は受けておりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

教育長は指導ではないと、指摘であると。

では、その指摘されてですね、どのように改善すると。そういうことを県の方に答えておりますか。どういうふうに改善するかというふうに。

問題点があるなら指摘を受けてるわけですから。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

参加するに当たっての改善点というのは、これまで同様、特にありません。

ただ、その内容ですね。夜間の部分の研修日程。これの内容を指摘をされましたので、これがあくまで研修に組み込まれているということであれば、これは時間外の勤務になるということですので、それは当然できません。あくまでもこれは自由参加であって、先生方の時間外の勤務ではありませんという参加でありますので、特にこれからも改善するという事にはならないと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

県の方はですね指摘をしたというのは、研修日程に勤務時間外に行う内容が示されていたと、そういう指摘をしたわけですね。でも、教育長はそこを改善したんじゃなくて今までどおりでいくと、そういうことで取ってよろしいですか。

県の改善指導じゃなくて、今までどおりでいいということ取ってよろしいです。ちょっと意味が分からなかったんですけど。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

繰り返しになりますけれども、参加自体をですね改善を。改善というか、例えば参加を取りやめるといったことにはならないと思います。それは、あくまでも夜の5時以降の部分がですね研修日程に組み込まれていると。いわゆるその案内パンフレットですね。その内容にそのことが書かれていると。それからもう1点は、あくまでも自由参加ですということが書かれていればですね、これは特に問題ないということでございます。

従って、その泊まり合の事業の在り方の問題であってですね、これは教員の参加について改善うんぬんということにはならないと思います。あくまでもそこは、自由参加ということは9月議会でも答弁をしておりますし、強制をしているものではないということになっておりますので、この部分については特に問題ないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私はですね、教育長。その在り方自体について県の教育委員会から指導を受けたんじゃないですか。まあ、教育長は指摘と言いましたが、指摘を受けたんじゃないですかと。

というのはですね、教育長が今、最初にもう予防線張ってますけども、自由参加と言ったら問題がない問題がないと。まさにですね、この自由参加でなければ、5時以降の教員のここへ参加ですね、研修参加は、これが研修日程に組み込まれているのであれば、教員の時間外勤務を定めた条例に違反するわけですよ。違反するんじゃないんです。もし、これが。私は今まで言ってきたのはそのことを言ってきたんですけども。

県もそこを問題にしてですね、時間外勤務の条例がありますが、それに5時以降が研修日程に組み込まれてたら違反ですよ、それを言ってきたんじゃないですかと言ってるんですが、どうです。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

研修日程に組み込まれていけばですね、これは時間外勤務ということになりますので条例違反になります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そうですね。で、そのことを県が指導、指摘してきたわけですね。

研修日程に勤務時間外に行う内容が記載されていたということを是正しなきゃいけないと、そういうことをまあ言ってきた。教育長もですね、5時以降の日程であれば時間外勤務に、条例違反になるということを今認めました。前回もこのことは認めておりましたけども、なかなか今まではこの条例違反ということについては過敏になっておりましたので、認めてくれなかったんですが。

ではですね、この私はですね、今までの研修日程というのはですね全部ここに書かれてありまして、自由参加であるということは一言も書かれてなかったです。そして、研修日程というのは研修そのものですよね。それはもう強制はしてないとかいろいろ、松本課長も聞く前からもう予防線を張って言っておりますけども、実際ここに研修日程が組み込まれてるから県がしてきたわけですが。

これが、教育長は5時以降のこの研修日程に参加するということはですね、今までこれは条例違反だということを知っていたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

県と協議をする中でですね、やはりこの件については問題があるということになりました。

従ってですね、この研修の内容、5時以降の研修についてはですね検討するべきであるという指摘をいただきましたので、その時点で判断をしました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

やはり県と協議をしてる、県に言われてるわけですよね。

私が今聞いたのはですね、県に言われなくても、私がここでも質問をしますけども、言われなくてもですよ、5時以降の日程が組み込まれるというのは、教員の時間外勤務条例を定めたその条例に違反するということを教育長は知っていたんですかと、県に言われなくてもご存じだったんですかっていうことを聞いてるんで

すけど。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

泊まり合いのあの5時以降のですね内容でございますけれども、あくまでのその研修の日程に組み込まれていてもですね、これ再度の繰り返しになりますけれども、やはり一定、自由参加で参加をするということの認識をしておりました。従いまして5時以降がですね、これあくまでもその研修という位置付けの認識がありませんでした。ということで、これが、町があくまでも研修日程ということで進めてきたということであればですね、やはり時間外でその研修に参加をしていたということになりますので、これは条例に触れるということになります。

認識の中で、5時以降についてはあくまでも夜の交流会ということで、自由参加であるという認識でおりましたので、その部分が分かっておりませんでした。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

これはね、自由参加だと思ってたと。それはいくらでもいろいろ言えます。自由参加だと実際思ってたかもしれません。

でも、研修というのは業務命令じゃないんです。研修参加というのは。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

業務命令で出張命令を切ってますね、参加をしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それでは、研修日程にずっと組み込まれていればですね、当然、業務命令として。私は今まで認識していなかったと言われますが、まあ認識していないなりに条例違反である、5時以降の研修に参加してたと。

まあ、これは認識してないから、自由参加だと思ってるから、これは違反でないと言われたらそれはそれですけども。教育長にはその自覚が、今までは自由参加だから自覚がなかったと、そのふうに言っておりますが。自覚がないのなら、それは今まで是正のしようがない。私がここで言って、どうにももちが明かないので県の方に言って、県議会議員の方に言って、共産党の県議会議員さんから県の教育委員会に言って、それからの指導でやっこの問題が条例違反であると。または日程に自由参加というふうに明記してないのは問題であるというふうに言われたと思うんですね。

で、今後、私は研修日程が変わりますかということをお尋ねしました。もし続けるとしたらこの研修日程というのは、もうここは外すぐらいにしないと、自由参加であるということは今までは一度も明記されたことはないわけですから、大変重要な問題なんですよ。

で、そのことは変更はないということでしたら、今までどおりで続けるんですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

この5時以降の研修の内容につきましては、住民課の方ともですね協議を致しております。ご指摘のあったですね、5時以降のその自由参加という部分の表記についてもですね、検討しておるところです。

25年度についてはですね、その部分も協議をしながら、是正するべきは是正したいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

是正するべきは是正したい。

自由参加というのが付かない限り、これは業務命令で研修に参加する教員は条例違反に問われかねないので、そういう指摘を県から受けてるわけですから、それを素直になかなかやりますということにはならないのがちょっと不思議ですけども。

まあ一歩ですね、この泊まり合いについてまた1つ穴が開いたということになりますよね。今まではもう当然なものとして40年間、条例違反であるという認識もなかったというところで自由参加だというふうに思ってたということで続いてきたんですが。また、このことについてまた問題がありましたら指摘していきたいと思えます。

次にですね、解放子ども会についてお尋ねします。

解放子ども会についても、解放子ども会に教員が参加するというところで県から指導を受けているのではありませんか。受けたかどうかのみお答えください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

解放子ども会については、これも9月の議会で答弁を致しました。

是正する部分があるということで協議をしました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

県の方からは是正する部分があるから是正してくださいと、しなさいと、そういう指摘があったというふうにと取ってよろしいですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

そのとおりです。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それはですね、どういふことを是正してくださいと、そのように言われたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

まず1点目はですね、この参加するに当たっての、その手続きの問題でございます。

これまではですね、この手続きをせずに参加をしておりました。従いまして、教育公務員特例法の17条に定められました教職員の兼職兼業届。これをですね、兼職兼業のこれ承認願になりますけれども、これを出していただくと。学校長に出してですね、それを教育委員会が許可をするという手続き。これができておりませんでしたので、この手続きを取りました。

それから2点目はですね、解放子ども会への参加時間です。一部、教職員の勤務時間内からの参加がございました。まあ、これはですね、兼職兼業届を出しておれば、勤務時間に参加することも可能です。このことは可能ですけれども、やはり教職員はですね、その職務に専念をする義務があるということでございますので、これを改めて、勤務時間外ということに致しております。

佐賀小学校と入野小学校において勤務時間内からの参加がありましたので、これを是正を致しました。佐賀小学校については、低学年が4時、16時からの参加ということになっておりましたので、これも勤務時間外の16時40分以降、すなわち17時、5時からの参加ということに致しております。

それから、入野小学校についてはですね、16時30分からの参加ということになっておりましたので、これも17時からの参加ということに改善を致しました。

その2点でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

解放子ども会については改善点があったということを素直に認めていただきました。話が早いですが。

今までは、解放子ども会に勤務時間内に参加をしていた。このことが問題であるので改善なさいという、県の教育委員会から指導があった。まあ教育長は指導と言いませんかね、指摘があったと。それで改善をしたわけですね。

それでは今まではですね、勤務時間内に参加をしていたわけです。それは、やっちはいけないことをやっていたわけですが、黒潮町では続けていたわけですが、これは、どうですか教育長。私が議会で取り上げて、それから県議会から教育委員会に言って、こういう指導があって、今初めてこの問題が改善されましたが。

教育長自身はこのことはおかしいんじゃないかなということは、まあ改善の必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思ったことはないんですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

この時間内からの子ども会への参加でございますけれども、これについてはですね、教育公務員特例法の17条の規定で、時間内でも参加はできるということにはなっております。

ただですね、今も言いましたけれども、子ども会活動については、いわゆる社会教育活動という部分になります。従いまして、まあ教職員の勤務を優先すべきではないかという判断でですね、一律17時からということにしたわけで。これは、法に触れていたとかそういうことではございません。参加はできますけれども、やはりそこはまあ一律その勤務、職務に専念するというのを優先をしてですね参加をするということにしました。

ここで問題になったのは手続き上の問題で、その教特法の 17 条の事務手続きが行われていなかったという点でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

もちろんですね手続きも問題ですが、やはり勤務時間内に教職員が、勤務時間内はですね、さっき言いましたね、教育業務に専念すると、それが大事であるということで指摘を受けたと取れますね。それで、まあ今回ですね黒潮町としても、勤務時間内に行うのはあまりよくないだろうということで勤務時間外の方に改善されました。これも議会で何回か言って、やっと改善されてきた点です。一步前進しましたけども、泊まり合いにしても、解放子ども会にしても、まだまだ問題を含んでおります。

私は、国の特別措置法は終わったと思っておりますが、それが完全に終わって 10 年をたちます。行政が住民をですね区別して、同じ町民の間に垣根をつくっていることは、いつまでも部落差別は解消されません。時代は動いております。旧態依然として今までの事業を続けるのではなくて、ぜひですね行政も視野を広げて、町民のための政治に取り組んでほしいと思います。そして、県から指導がある前にですよ、改善の指導がある前に、私は改善すべき点は前もってこの議会で言ったときに改善して、今後改善していただけるようにぜひお願いしたいと思います。

では、同和問題について、これは終わります。次の問題に入ります。

防災対策についての 2 問目に入ります。

この問題はたくさんの議員がもう議会ごとに質問をしておりますし、今議会でも数人の議員から質問が出されました。今議会で重複するような質問がありましたらもうなるべく避けたいと思いますが、質問の流れに沿ってですね、少し省けない分が出てくるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひします。

今年の 2 月ですけども、平成 24 年度黒潮町婦人大会を開催しまして、90 名近い婦人会員が町内各地から参加をしました。今年の講演は、黒潮町の防災についての演題で、講師を役場の防災課にお願ひ致しました。松本防災課長と職員の渡辺さんに来ていただきまして、映像を交えた貴重なお話や、役に立つ情報などの話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

また、町長や議長には来賓あいさつにいつもご足労いただきまして、ありがとうございます。

今年の町長の来賓あいさつは大変熱が入っておりまして、防災一本でお話ししてくれました。これもですね、婦人会の皆さんには大変大きなインパクトがあったのではないかと思います。直接話を聞く。まあ町長、専門家ですから、この一般住民から比べましたらですね。そういう方の話を直接聞く。これが一番情報としては正確で、早く伝わって、私は大変貴重な話をさせていただけたと思って感謝しております。

国の 50 メーターメッシュ、県の 10 メーターメッシュの発表があつて、新聞などでもかなり詳細な情報は流されているんですけども、町民の中ではですね、当初の 34.4 メーターのあの津波高の衝撃があまりに大きかったためにですね、その後の詳細な津波情報がまだまだ浸透し切れてないと、そういう状況にあるんじゃないかなと思ひまして、婦人大会でも防災の話をしようということになったんです。

町民の中にはですね、区長さんだとか、自主防災の役員さんとか、また関心の高い方なんかは、もう会議に出たり、講演に出る機会が多いもんですから、かなり最新の情報を持っておりますけども、一般の町民はなかなかそういう機会に恵まれません。関心も持ってるはずなんですけども、なかなかまだまだ足りないんじゃないかなと思うんですが、以前と比べましたら相当の情報は入っております。しかしですね、今度、町長が挙げ

たのは犠牲者ゼロと、そういう高い目標を挙げましたので、それに近づくには町民の中にもっともっと情報を知らしていく必要があるんじゃないかなと思います。

まず最初に伺いますが、町長は今回の津波高の発表以来、避難放棄者ゼロを掲げておりました。で、今ではそれからさらに進んで、先ほども言いましたけど、犠牲者ゼロという高い目標に進んでおります。黒潮町は多くマスコミにも取り上げられまして、いわばモデル地域と、先進地域という、全国的にも注目されているのではないのでしょうか。

犠牲者ゼロの高い目標に向けては、まだまだ整備検討が必要で、課題も山ほどあって、対策も途中だと思えますが、現在の段階と方向を伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮地議員の一般質問、2番目でございますけれど、防災対策についてお答え致します。

まずは通告書に基づいてお答えしていきたいと思っておりますけれど、対策の現在の段階と今後の方向、被災後の対策等、および。ここまでです。

後半に女性の視点ということも出ますけれど、この質問で出てくる思いますので、ここは省いて前半の現在の段階です、とここまでお答えしたいと思います。

まず、現在の段階についてですけれど。ご存じのとおり、拠点の公共施設である役場庁舎および消防署につきましては、高台への移転を進めております。黒潮消防署につきましては平成25年度、庁舎につきましては平成28年度完成を予定しております。

それから、避難タワーを含む避難場所や避難路等の整備を最優先にして進めていますが、避難タワーにつきましては平成25年度中に5基すべてを完成される予定です。また、避難道、避難広場等の避難空間の整備は、平成28年度までにすべて完了さす予定で進めております。

議員ご指摘のとおり、被災者ゼロの目標を達成するためには多くの課題が山積しておりますが、今年1月に第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方を取りまとめました。その大枠に沿って、平成24年度中に津波避難計画、平成25年度中に黒潮町地域防災計画を策定してまいりたいと思っております。

なお当初、避難放棄者ゼロ。そして、それから犠牲者ゼロの町を掲げてきました。その具体的な取り組みとしては、現在2月から取り組んでおります班別のワークショップなどがあるかと思っております。既に実施を開始しておりますけれど、その中で気付いたのはですね、やはり議員ご指摘のように、通常の集落段階のワークショップとか懇談会では、やはり会議においでの方が固定的でした。ところが、班レベルまで落とした懇談会では、今まで来ていなかった方、非常に多くの方が参加していただいております。まずは、そういう方です適切な情報を伝えながら、この犠牲者ゼロの取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

班別の避難カルテを作る取り組みは、もう浜の宮部落、私は1班ですけども12日に終わりました、参加をしておりました。

地域の人たちもたくさんですね、お見えになって。今、課長が言われたようにですね、初めて参加した方もおりました。こういう防災の会議にですね。こういう作業をするのは、ほんとに役場の方、また4人の方雇っ

ておりますけども、その人たちは大変ご苦労だと思いますけども、住民にとっては大変ありがたい取り組みだと、そのように感じました。

それで私が聞きたかったのはですね、これから一步進めてですね、その犠牲者ゼロということになりますと、今、公の施設は上に上げるし、避難タワーもできる。それから、避難場所や避難道の整備はどんどん進んでおります。そういうことが進む中で、では避難するのが困難な人がおりますよね。それらを把握するためにカルテを作るということで始まったと思うんですけども、そのカルテを作ってからですね。

実際ですね、体の不自由な方、まあ高齢で走ることもできないとかですね、歩くことがままならないという方は大勢おります。万行のデイサービスでもそういうような話が挙がったそうですけども、または寝たきりの方、車いすの方、いろいろありますが。そういう方をやっぱり避難さすにはどうするかということが、まず犠牲者ゼロにとっては大変大きなことですね。それがどういう方向でお持ちなのかお聞きしたかったのと、もう1つですね。

やっとの思いで避難道なり避難タワーまで行ったと。ところが、避難道に上がれない、避難タワーに上がれないということで、この間の四国羅針盤でしたか、それで万行の話が矢守先生の話で出てましたけども。若い人がですね避難タワーの下に待ちよって、来たお年寄りを連れていくと、そういう方法もあるというふうにありましたけど、なかなか全員をその方法でやるということは、もう津波が迫ってれば難しいことでしょうし。その避難が困難な人。または避難タワーとか避難道まで行ったけども、それから上に上がれない、そういう体の不自由な人。このハード面が難題だと思うんですが。

このへんはですね、どういう対策をお持ちですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員もおっしゃるとおり、犠牲者ゼロ。これは非常に高い目標でございますけれど、これを目指しています。その方法として、ご指摘のように避難カルテを作っております。そのカルテのまず活用の方向性でございますけれど。

今、私どもが考えておるのはですね、カルテでやはりご自分で逃げれない方、あるいはご家族の力だけで逃げれない方というふうな世帯についてですね、リサーチを続けております。そうすると、具体的にその地域でどなたがそういうお立場にあるのかというのが大体把握できてきます。その方をですね、正確に。まず避難カルテというのは、第1次避難所に命だけ持って、すべての方が避難できる状況をつくるために調査してるものでございますけれど、そういう方が実際おいでるときに、行政と地域とご家族で、いかなる方法で確実に命を持ってですね、その避難所まで連れて避難していただけるか。その方法をですね、もう共に考えていくというふうなことしかないと考えております。

その中で、行政がすべきこと、家族がすべきこと、その地域でしていただくこと。そういうふうなことを協議しながらですね、具体的な対策を見つけていきたいと。どうしてもそれが、その現在の家からですね不可能な場合。これは、事前に公営住宅なりに入っていく方法も、またこれは検討の一つであろうかと思っております。

それから、避難タワーとか避難場所の所まで行って、そこから上がれない方。確か、四国羅針盤でもそういう事例の場面があったと思いますけれど。町の方としては、ハード施設の整備としてはゴンドラ的なものを希望する地域の所もございました。ところが実際、四万十市の方にもゴンドラは7人乗りができておるわけです

けれど、相当混乱した中で、うまくそのゴンドラが使えるかどうか。その逆に危険性があるんじゃないかというようなところをですね、少し担当の方で検討しておるところでございますけれど。今のところ町の方としてはですね、地域の懇談会で話しておるのは、やはり共助、地域の共助。日ごろの訓練からしてですね、階段を使って運び上げるような方法の方が時間的にですね、より有利ではないかというふうに考えてるところでございます。

まあ、これはまだ若干検討が必要かと思えますけれど、ゴンドラの下に行列ができるようになって時間をつぶすということもまた問題であると思うし、ゴンドラ自体がですね、うまく操作できるか。あるいは逆に危険性がありはしないか。さまざまな視点をですね今検証して、設計に生かそうとしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

逃げられない人をどういうふうにするかということでは、もちろん行政だけじゃなくて、家族の力、地域の力と、そういうもの、共に考えていくということで、まだまだ課題があるわけですけども。今、共助のことも考えていかなきゃならないと。まあ、助けていただくということですよ。

町民の方からはですね、もう実際、なかなか逃げるのはやっとならなくて、足が不自由だと、避難タワーまでは行くんだけど、そこから上がれないと。どうしても人の手を借りなきゃ自分では上がれないので、それはもうどうしても心苦しいと。だからもう、それならいっそ逃げるのをやめようかという話がありました。そういうふうに思っていると。まあ、人を巻き込むことになるというか、人の力を借りなきゃならないのはやはりこう気が引けるといいますかね、そういう思いがどうしてもあって、自分が逃げるということで人に迷惑を掛けるんじゃないかと、そういうふうなことを言っていました。

またですね、自分自身は逃げれるんだけど、今は老老介護で、お年寄り同士で介護したりしております。長年連れ添った伴侶がですね、奥さんなり、旦那さんなりが体の具合が悪ければ、家族で連れて逃げるとしてもなかなか逃げられないので、1人置いて逃げるわけにもいかないから、もう逃げないで2人でいようかと、そういう話もしてるんだというような、身につまされるような話もですね町民の方から届いてるんです。

それで現実問題の、ほんとうに入野地区、私たちの所はですね津波が来ますので、かなりそういう、実際どうなのかという現実問題として考える方が増えてきたんです。その点は、ほんとう一歩前進ですけども。だって、逃げたってこういうことになるんじゃないかという今の話ですよ。そこをどうクリアするかということでは、先ほど言ったように3点。行政と家族と地域と、そういう3点があるんですが、気持ちとしては先ほど言ったように、あります。

そういう点について役場の方で何か考えてることなりですね。まあ、いい方法というのはなかなか簡単には見つかりませんが、そういうようなことについての考えはどうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大変重要なご指摘だと思っております。最終的に行き着くところはそこだと思っております。

まずは防災意識のお話。それからもう1つは、避難施設をこれから数多く整備してまいりますけれども、最終的には避難困難者の対策をどうするのかと。ここが最大の山場でございます。そのための正確な情報収集を現在カルテ作りという作業で行ってるところでございます、まだもう少し時間はかかると思っております。

それから、もう1つ。黒潮町は本気で防災に取り組んでるわけでございます。ここは議会からもお認めいただけたところだと思ってございます。この本気で防災を進めるというのはどういうことなのかということをお話をさしていただければと思います。

これは覚悟のお話だと思ってございます。そして、その覚悟には2つございます。

1つは、申し上げましたように全力でやるということ。行政組織を挙げて全力でやるということ。もちろん、ここには住民の皆さまも巻き込んで、一緒にやっていくということでございます。

それから、もう1つの覚悟。これが非常につらいわけでございますけれども、行政がすべての住民を助けることができない。これを、本来であれば行政側からなかなか言いづらい言葉です。しかしながら、これを正確にお伝えしなければ、結局のところ行政主動の防災でも東日本の二の舞いになってしまう。つまり、犠牲者ゼロは達成できないということでございます。

これから、あらゆる情報を駆使して、あらゆる避難手法を検討してまいります。しかしながら、どうしても避難手法の確保ができないご家庭も多数出ることが想定されます。そういったときにまずお願いしたいのは、まずはご家族でお話し合いをいただくということ。こちらは先ほど防災課長が申し上げましたように、金銭負担が掛かるかも分かりませんが、もしかしら今のあの居住地を放棄していただいて、あらかじめ高台へ移っていただくと、こういった手法も積極的に検討をいただかなくてはならない場面も出てきようかと思っております。

それからまた、次にお願したいのはやっぱり共助でございます。黒潮町の2次の考えでは近助という言葉を使わせていただいておりますけれども、いざというときになかなか地域でというよりも、まあ声の届く範囲でということでございます。

この仕掛け、仕組み、工夫をこれから長年かけて黒潮町はつくっていかねばならないと考えてございます。その方法をこれから死に物狂いで検討したいと思っております。

現在進めておりますけれども、4月の11日に群馬大学の片田先生。非常にお忙しい方で、なかなかスケジュール取れませんでした。やっと都内で2時間お時間がいただけることになりました。これまでの黒潮町の取り組みも検証さしていただき、さらに黒潮町の防災対策がいかように進めていくべきなのか。このへんのご指導も賜りながら、また議会の方へも逐一ご報告させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

町長の方から大変力強い答弁をいただきました。

確かに、これは町長がよく言ってると思いますけど、行政だけがやるんじゃないと、行政だけでやってたんでは助かるものも助からないんですよということを何度か私も聞いたことがありますし、住民もそういう意識を持って、まずは自分が逃げることですが、そういう住民意識を向上ということもほんとに大切だと思います。

また今、これという答えが出てるわけではもちろんありません、難題ですから。ありませんが、今後も議会の方も、また住民としても、犠牲者ゼロに向けて頑張っていきたいと思っております。

では、次のところに移ります。

津波だけじゃなくて、これはですね震度6強とか、まあ震度7が予報でありますので、その揺れに対する対策も何点かあると思います。これもたくさんありますけど、絞って言いますとですね。

家具の転倒予防ですね。家具が転倒しちゃえば逃げるものも逃げられないし、阪神大震災でももうこれほとんど亡くなった方が多かったということで、婦人大会でもですね、家具の転倒予防についての、また補助につ

いてもお話がありました。なかなかああいうとこでないと、文章が出ておりますよと、広報に出てますよ言ってもなかなか分からないんですが、あれを聞いてですね、よく分かったという感想が寄せられました。それで、その補助はありがたいんだけど、実際、家具転倒予防の器具ですね、それを付けるときには、壁のしっかりした所に打ちつけなきゃいけないので、まあ一人暮らしの年寄りではなかなか難しいと。こういう場合はシルバーさんなの、まあこう言ってました。格安のようなものを町の方に言えば教えていただけるんだらうかということと、補助を申し込むときには手続きは難しくないんだらうかというふうな声がありました。それをお聞きしたいのと。

もう1つですね。窓ガラスの飛散防止フィルムを補助対象になるということを知りまして、これもほんとに良かったなあと思います。この飛散防止フィルムが補助になるということは、なかなか住民の人はまだまだ知らなくてですね、いかに危険かということは分かってても、そういう対策があるという点ではほんとに良かったなあと思ってます。

阪神大震災に実際に遭われた方がこちらに帰ってまして、話を聞きますと、大きな揺れが来たと。その後、見たらですね、ガラス窓は割れる、食器は割れるで、全然歩ける状態じゃなかった。でも、幸いなことに自分はスリッパをはいていたので、それで外へ逃げることもできたと言っておりました。ですから、寝室には靴を置くというようなことも、だいぶ浸透してきましたけども。この飛散防止フィルムもですね、ほんとに大切なことだなと思いますが、こういうようなこと含めてですね、家具の転倒予防については、補助についてもありますが、その点をちょっと答弁お願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮地議員の、揺れ、いわゆる耐震にかんするご質問についてお答えしたいと思います。

まず、家具の転倒防止のことでございますけれど、もちろん窓のフィルム、それから現在ホームセンターなんかに行くと、たくさんこういう耐震の道具がございます。そういうものは基本的にすべて補助対象となります。ただですね、上限が1万円までということになっておりまして、2分の1以内、上限が1万円というふうな補助制度でございますので、まあ金額の助成にはですね限度がございます。手続きについてはそう難しいですので、役場の方の情報防災課の南海地震対策係においでいただければですね、申請については分かるようにですねお教えできますので、ぜひおいでいただきたいと。

なお、これ実はこの制度そのもの、決してベストな制度と実は町の方思ってなくて、これ県の補助も入っておるわけですけど、もう少しまとめてですね支援できるような制度に変えていただくことはできないかというふうなことをですね、県の方には申し上げております。例えば、まあ集落10軒、あるいは20軒、30軒になると20万、30万になるわけですから、そういう所のセットで申し込みしていただいて。あるいは、自主防とか消防団の方に労力いただいて取り付けるようなことができればいいんじゃないですかというようなことを、県の方にはですね申し入れをしております。

まだ、実現できるか、するかのご返答はいただいてないですけど、感触的にはですね、検討したいというふうにお言葉いただいておりますので。町としてもさまざまな角度から、あるいは場合によっては町独自の手法も踏まえてですね、この家具の転倒防止の対策については、できるだけ住民が実施できやすいような方法を今後も検討してまいりたいと思っております。

ついでにですね、家の方の耐震の方も含めてでございますけれど、今、班別ワークショップ、たびたびご説明しますが、この中で必ず、婦人大会で実施したようなご説明をさせていただいております。多くの方に

ご関心を持っていただいておりますので、これをですね300の地域ですべて言い尽くしてきたいと思っておりますので。やはり黒潮町、まだ耐震がですね県下の的に比べてもまだ低いので、そこを改善していくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ほんと、家の耐震のことも聞きたかったんですけど、時間の関係で省きましたが、課長の方から答弁をいただきました。

その家具の転倒防止については、まとめてですね、セットでやるようなことができないかという検討してくれてるといいますが、ぜひそのようになるとですね一気に広がっていきますし、なかなか1人ではこれはやり切れないし、こう踏み切れないというところが一人暮らしの方は特にあるようです。ぜひそのことを進めていただきたいと思います。

続いてですね、学校関係について簡単にお尋ねします。

以前、学校では防災訓練とか防災教育というのは、釜石の奇跡を例にしながら私もここで質問したことが、あれから学校では防災教育が進んでるというふうにお聞きしました。で、まあ安心をしてるところですが。

簡単でいいですが、これまで議会でもあったと思いますけども、再度、防災教育がですねどういうふうになってるかということと、防災訓練をどういうふうになってるか、そういう現状を教えてください。

それからですね、逃げる前に校舎がつぶれてしまっただけではどうにもならないわけですから、町内の小学校、中学校の耐震補強は、今回、田ノ口小学校の予算も挙がってございましたけども、耐震補強、全部終わったのか。終わってなければ、いつまでに終わる予定なのか。

それからもう1点、その飛散防止フィルムのことですが、学校の窓ガラス対策として、この飛散防止フィルムというのは全部の学校に取り付けられているのでしょうか。保育所は全部付いているとお聞きしましたが。

それらの点について答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、防災教育の現状についてですけど。

防災学習の方はですね、南海地震に対する学習としてそれぞれの学校で取り組んでいただいております。その内容としましては、地震、津波の学習や、地震からまず自分の命を守る学習など、さまざまな学習を総合の時間や、また学級活動などの時間を使って行っております。時間数については、学校や学年によりいろいろ異なってきますけれど、最も多いのは24時間行っている学年もあります。

しかしながらですね、学校によりどうしてもばらつきがありますので、来年度からは各学校、各学年ですらね10時間以上やっていたきたいということで校長会でも説明してきたところでございます。

それから、防災訓練についてですけど。

地震、津波を対象としました避難訓練はですね、授業中とか休み時間、また登下校中など、さまざまな場面を想定しましてやっております。また、学校独自でなくですね、地域と連携した訓練や、保護者また近隣の学校、また保育所と合同で実施したものもあります。回数についても年間6回以上お願いしているところですけ

れど、学校によってはですね、まあ毎週のようにということになります、最高40回やっていただいた所もあります。平成25年度も引き続き各校6回以上の避難訓練をやっていただくよう要請していくこととしております。

続きまして、学校の耐震化の現状ですけれど。

学校の耐震化の方は、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた建物について耐震改修を行っております。現在、耐震改修ができていないのはですね、大方中学校は今年設計をしておりますので、来年度、平成25年度に行います。あと、田ノ口小学校の校舎と体育館の方が残っております。田ノ口小学校は、校舎の方は補助を受けまして平成の26年度、体育館の方は平成27年度に行う予定でございます。

また、飛散防止フィルム等のガラス対策、非構造部材の耐震化についてでございますけれど。

ガラスの方はですね、平成22年度に入野小学校の耐震化工事を行いました。その際に、入野小学校の外側に当たる部分の窓ガラスについてはですね、飛散防止フィルムを張っております。入野小学校の内側の所についてはまだできておりません。

それから、それ以降にですね、佐賀小学校の体育館や校舎について。また、三浦小学校の体育館。これは耐震改修の工事に併せてですね、飛散防止フィルムなり、または強化ガラスにより対応を行っております。

それから、改築しました佐賀中学校の体育館、佐賀中学校の校舎、それから三浦小学校の校舎につきましては、強化ガラス等により対策を行ってるところです。

未実施の学校の方はですね、これからまず建物の方の田ノ口小学校の方の体育館の終了が平成27年度になっておりますが、その前年までにですね、平成26年度以降に非構造部材の耐震化について調査を行いまして、あと必要な所については当然耐震化の工事を行っていきたいと思っております。

ガラスについては、先ほど言いました学校は、入野小学校以降からの改築された所以外の昭和57年度以降に新たに建てられた建物についてもですね通常のガラスを使っておりますので、当然、飛散防止フィルム、または強化ガラスなりの対応を平成27年度以降に行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課題だった耐震補強がもう全部終わるということでは、大変まあ子どもたちを学校にやる保護者にとってもですね安心できることです。飛散防止フィルムの方も27年度以降に未実施の学校はなりますけども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、地震が起きてから、その後の対応についてお尋ねします。これも多く課題がありますが、もう数点に絞ってですね、お尋ねします。

まず、地震が起きてからは復興の司令塔をならなければならない庁舎ですね。その庁舎は、今は高台に上がるということになっておりますが。最初ですね、この入野地域の便利性とまちづくりの観点から考えて、かなりこの地域に残してほしいという町民の根強い要望もありましたけども、34.4メートルの津波が発表あってからは、町民もですね、この町全体のまちづくりを根本から問い直すということに直面致しました。

ということで、もう高台に町全体が移り住む問題。それは、昨日おとといとですね、一般質問にもいろいろ出ておりましたけども、そういう方向性を持っているということで、もっと詳しくいきたかったんですが、少し時間がありませんのではしりますが。

その中でですね、一番町民の関心の高い庁舎移転の進ちょく状況について伺ひます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

庁舎移転についてお答えしたいと思います。

この問題はですね、議会の皆さんに報告しながら一緒になって進めておるといふふうに考えておりますので、大まかにつきましてはですね、ほぼ説明をしてきておるといふふうに思っております。

現在の段階ですが、造成地約7万平米のですね造成の実施設計というところで、本年度対応してまいります。それで、庁舎移転の所にですね、庁舎、それから公営住宅等の高台移転、それからまた防災広場等をですねセットで整備してまいりたいというふうなことを考えまして、そのそれぞれの対応で、事業で対応していくわけですけれども、その対応する段階でですね、用地買収に当たり、少し課題が出てまいりました。それらを統一して対応したいという部分で、事業認定等の対応を今からしていきたいというところで、用地買収につきまして若干遅れておりますけれども、その方向で統一した対応をしていきたいというふうに思っております。

それで、今年度の段階でですね、その事業認定等を取っていききたいと。早かったら年度後半の方にですね、用地買収の予算化も検討したいというふうに思っております。それで、用地がスムーズに済みますと、造成、建屋ということになってくるわけですが、今の計画では28年をめどに進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

28年が完成予想ということによろしいですね。

松田課長も今回退職とお聞きしました。課長は体格も大変いいのですね、声も大きくて、とても聞きやすい話し方で答弁をしていただきました。いつもですね。そのような答弁がこれからもう聞けなくなって最後かなと思うと、とても残念な気が致します。

それですね、備蓄品にも聞こうと思いましたが、昨日ありましたので、今日は時間もありませんから省きます。

最後になりましたけども、防災対策会議などで女性の視点が欠如していると。意思決定の場に女性を登用するという点でお尋ねします。

先日ですね、地域防災における女性の視点をテーマにしたリーダー研修を受けてきました。講師は、NPO 法人女性と子ども支援センター、ウィメンズネット・こうべの正井禮子（まさいれいこ）先生でした。この方は、一昨年の町民大学だったかと思えますけども、このような同じようなテーマで講演されて、今回で2回目です。

先生の話では、災害対策や災害後の対応に女性の視点がほとんど反映されておらず、女性であるがゆえの悩みや不便さ、ひいては安全性などが東日本大震災でも十分な対応ができていなかった。それは、防災会議や、その他のさまざまな意思決定機関に女性の登用がなく、女性の視点から対策が必要であると、そのように言われておりました。

先生は、阪神大震災のときもこのような運動を続けておられたそうですが、あのときも大変大きな問題なんだけども取り上げられにくい性犯罪の横行があって、それ以来ですね、災害対応に女性の視点がどれだけ大事かを訴え続けて、またその取り組みの遅れを指摘しているとのことでした。

どのような災害があったか具体的な例も挙げておりましたけどもですね、大きな災害があったら女性への性暴力が増えるそうです。避難所で暮らしておりますと、男性が子どものそばへ来て寝るとか、女性のそば

へ来て寝るとか、これはほんの一例ですけども、そういうプライバシーのない生活というのは女性の健康をなくすと言っておられました。

それで、まだ震災が起きてないんですけども、避難所生活が始まった場合はですね、まず男女別のトイレを設置すること。安全で明るい場所にトイレを設置すること。女性が着替える場所を確保する。または授乳場所を設置する。それから、お年寄りや障がい者へのケアは不十分とはいえかなり配慮されてきているけども、乳幼児を抱えた若いお母さんや妊婦さんへのケアが少なかった。高齢者と比べますと人数的には若いお母さんというのは少数派なので後回しにされることが多く、妊婦さんや小さな赤ちゃん、子どもさんを抱えた若いお母さんは大変だったと、そういう現状を見て報告されておりました。

支援物資の配布でも、昨日の備蓄品を聞きましたら、生理用品とか赤ちゃんの粉ミルクなどがあるということも聞きましたので、少々安心したところですけども。生理用品、赤ちゃんの粉ミルクなどが見落とされがちだと、そういうことも言っておられました。

それで、女性でなければ気が付きにくい支援体制が多くある。それなので、まあ実際なってみないとなかなかいろいろ分からないことがあります、そういう場所に女性を登用するべきだというのは、このお話だったんです。

今現在ですね、ほんとの分かる範囲。その考えが及ぶ範囲でですね、事前の準備とか心構えというのは必要だと思います。そのためにも、町の防災会議や意思決定機関に女性を積極的に登用することが大事だと思いますが、町としてはいかがでしょうか。

先日の新聞に、佐川町では町の防災会議に女性委員を登用するということが載りました。黒潮町でもぜひ女性の登用を取り入れてほしいんですが、町の考えをお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ただ今の宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域防災における女性の視点ということにつきましては、さまざまな分野において大変重要なことだと考えております。町内で実施されている避難訓練等におかれましても、女性の方々の積極的な取り組みが見られまじ、特に避難所の運営等については女性の視点は欠かせないものと認識しております。

ただですね、その具体的なその防災会議のメンバーのことについて具体的に触れてみたいと思いますけれど、これは黒潮町防災会議の設置条例の中で委員が30名とされております。その中で、女性の方が1名だけでございます。圧倒的に人数的には少ない人数でございます。それは現実でございますけれど。ただ、この構成がですね、やはり所属長、あるいは課長とかいうふうなメンバーが中心でございます、それぞれの防災に限らずですね、すべての分野において、やはりそういう女性の進出の課題にもつながっていくというふうに思っております。現在、浜町女性防火クラブの代表の方がですね、30名の中の1名だけ委員として参加していただいております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いえ、私はですね、まあ1名はおられるからゼロではないんですけども、もっと積極的に登用する考えはないでしょうかということをお聞きしたかったんですが。

これ1名だけでも増やしていくと、そういう方向性を考えると、そういうところはないのでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

この組織をつくる時にですね、各種いろんな災害が起こったときに、実際動ける、あるいは支援できる団体とか担当する部署で選んでくると、30名がですね今のところいっぱいになってきております。

基本的にはですね、女性の方もっと入れるべきだと思っておりまして、可能な限り入れていきたいとは思っておりますけれど、そうすればどこかの組織の、まあ長じゃない方に入ってもらうとか、さまざまな方法はあろうかと思っておりますけれど、まあ、今後検討課題であろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今後、検討課題としてですね、ぜひですね、そういう視点の下に、これからは防災メンバーも決めていただきたいですし、そういう方向でさまざまな所にですね、意思決定機関に常々女性を登用するという考えで進めていただきたいと思っております。

町長、その点はどうですか。今後の課題として。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

防災のみならず、ご覧になっていただくと分かりますように、管理職の登用へも、まあ若干難がございまして、改善すべき点であろうかと思っております。

それから、もう1点。この女性の視点はどうしても男性には分かりづらいところございまして、市町村で女性だけでつくられた所があるようでございます。女性に参画していただくことの有意性よりもはるかに有意性が高い。つまり、男性の中でなかなかちょっと発言しづらいような内容もあるようでございまして、女性だけでつくられた所もあるようでございます。

そういった先進事例を少し参考にさせていただきながら、組み立てていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ぜひそのように方向を取っていただきたいと思っております。

今度、課長が5人退職されましたら5人のポストが空くわけですから、ぜひそこにですね女性が入っていただきたいなあと、そういうふうには思っております。

災害復興支援にはですね、国際的に合意された指針があります。少しはしょっていきますが、海外の災害後の支援現場では活用されているスフィア・プロジェクトと言われるものがありますが、ちょっとこれを簡単に読んでいきますとですね。

被災者には尊厳ある生活を営む権利と援助を受ける権利がある。最も支援を必要とする人々、最も弱い立場にある人々に支援が届きにくいからです。混乱の中、弱い立場にある人々、差別を受けている人々へも支援が行き届いているか把握されないまま支援が行われることがあります。さまざまな不平等や差別がある社会の仕組みを意識しないで支援が行われるならば、意図せずして特定の被災者がさらに被害を受けることにもなりか

ねません。

スフィア基準には、1 つとして、被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、援助を受ける権利があるということ。2 つ目に、実行可能なあらゆる手段を尽くして、災害や紛争の被災者の苦痛を軽減するべきであるという、その2つの信念をもって進めると。

この理念になってるものは、世界人権宣言とか国際人権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約とかです。ね、児童の権利とか、そういうものを含めたところで作られているものだと思います。

それで、この先生が言っておりましたけども、防災会議に女性を登用するというのもそうですが、実際、災害が起こりますと、なかなかリーダーというのはですね専門家に頼ることもできないと。また、専門家には頼らない、頼れない。だから地域です。ね、今の間にリーダーを育てることが必要だと。

今後、このようなですね、リーダーをどんどん育てていく。そういう取り組み、今もやってるとは思いますが、あらゆる所で、地域です。ね、そういう専門的なリーダーを育てていく。そういうことが必要だと、着手することが必要だと思いますが。

この点はどうでしょうか。もっと専門的にやるということですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

防災にかんするさまざまな分野、あるいは視点での専門的知識。これはほんとに必要だと思っております。今、議員がおっしゃられた部分も、その大事なところだと思いますけれど。

町と致しましては可能な限りです。ね、そういう人材育成については努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

あと2分です。

6番（宮地葉子さん）

この中でですね、避難時は仮設住宅の運営に決定権を持つ責任者は大部分が男性であり、女性や障がいを持つ人々は少数だった。だから、その人たちの視点がなかなか入り切れてないということだったんです。何事も地域のリーダーや世帯主からだけ意見を聞いて、それが地域や家族全員の意見と、そういうふうに見なすやり方は多様な被災者の現実を把握できておりません。

ですから、いろんな意味です。ね、特に女性、障がい者、そういう弱い立場、少数者の意見もリーダー育成の中にも取り入れて。いつ起こるか分からないので、なかなか先のことまでは力が行きにくいと思います。忙しいですから。でも、そういうことを見据えながら、ぜひ続けてやってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩します。

休 憩 10時 50分

再 開 11時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村博君。

14 番（濱村 博君）

初めに一言。退職前の課長には大変無理難題を押し付け、申し訳なく思っておりますが、私からの最初で最後の、最高のお餞別（せんべつ）と思ってお聞き入れください。よろしくお願い致します。

昨日も同僚議員が海洋関係についてご質問致しましたが、海彦山彦じゃあございませんが、私、山彦で、農業についてのご質問させていただきたいと思います。

1つ、新規就農者への公的支援を問うということでご質問致します。

高知県の一次産業の底上げは大きな課題である。それは本町においても同じことであり、この問題を解決することは一足飛びにはいかないが、国を挙げて取り組まなければ日本の一次産業は衰退するばかりである。その中でも、私は農業を実践している者として、現実、現況を交え、実感したことを、今回質問したいと思します。

もちろん農業の問題だけじゃないが、この問題一つでも解決できれば、他の漁業、林業、酪農などすべての業種に関係して支援が可能となると考えております。新規就労者の支援策を質問する。

町の源である一次産業の農業、林業、漁業の衰退は、町にとっても、これからの多方面にわたり重大な問題だと思います。こういう重大な問題を考慮に入れて、答弁をお願い致します。

1、町長は就任時、雇用対策について、現在ある産業を全力で守ると言った。そのことが就労対策として、失業者をこれ以上出さないという視点から、即効性があると言った。今の黒潮町の農家は、林、漁業もです、含め、高齢化が進み、現在ハウスをやっている方も高齢となり、後を継いでくれる後継者の不足が問題になっています。農家が後継者をつくることも、町長が言った雇用の確保、新規就農者の育成ということになるかと考えているがいかかがか。

お伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは、濱村議員質問の新規就農者への公的支援を問うについて、通告書に基づきまして私の方からお答えさせていただきます。

まず1点目の、町長は就任時に雇用対策面で現在の産業を守ることが失業者を増やさない視点から即効性があると言った。が、今の黒潮町の農家は高齢化が進み、ハウス農家も高齢となって、跡を継ぐ後継者の不足が問題になっていると。農家が後継者をつくることも、町長が言った雇用の確保、新規就農者の育成ということになるのではないかと考えるがいかかがですかということですが。

後継者問題は濱村議員も言われるとおりで、高齢化してですね、まあ農業の機関である、大方、佐賀園芸部、イチゴ部、花卉（かき）部等ですね生産部会の年齢構成の中でもですね、60歳以上が97人と、パーセントにしてですね、55パーセントとなっていますし。農家戸数でもですね、農林業センサス資料でですね、平成17年と、5年後のですね平成22年調査ではですね、黒潮町で113戸の農家が減少しておりまして、後継者対策についてはですね、喫緊の課題ととらえてですね取り組んでいるところです。

その取り組みがですね、議員言われる雇用対策にもつながると考えまして、町としてもですね、平成25年度予算編成に当たりまして重点項目としてですね、産業振興による雇用の創出の中で、黒潮町の施設園芸を核とした農業振興としてですね取り組むこととしておりまして、新規就農者の支援策としてですね、国の青年就農

給付金および県の新規就農研修支援事業を活用しまして、平成 25 年度よりですね農業公社を設立しまして、公社による研修生受け入れ 2 人とですね、併せて、これまで行っております篤農家の受け入れ 2 人、計 4 人をですね受け入れ予定しまして、黒潮町ですね、担い手を育てる計画でですね、平成 25 年度予算で農業公社関連予算とですね、新規就農者対策予算もですね計上させていただいております。

今後も継続的にですね、後継者づくりを JA や振興センターともですね連携を図りながら取り組んでいく考えですので、よろしくお願いいたします。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

今、課長から町内の農業についての実態もお伺い致しましたが、まあ後でも出てきますが、私の主体として言いたいのは、今やっておられますその研修制度とか、それじゃなくて。現在、親がやられ、そこに子どもが帰ってくる、実際の後継者についての問いでございます。それで、一つ私の地区を取ってもですね、最盛期には 100 軒を超えるほどの花農家、組合員がおりましたが、現在はその半分以上となっております。それも一つは後継者が育たない。それが第一の要因となっております。

ハウスについてはですね、一時期は日本一の花産地と言われた、出口、田野浦、一般に南部地区と言いますが、それなんです。現状はですね、そのハウスが後継者不足。一時期は競争するほどの、空きハウスができて借り手がおったですが。現状はやっぱり農家離れ、後継者不足といった観点からですね、維持管理に事欠き、もう後継者のいない家庭はですね、そのハウスを維持管理できない上から処分していったるんですね。ほんで、いいものは他地区へ行って、観光施設とかそういう形で使われておりますが。大半はスクラップ同然で壊されております。それが今、うちの地区の現状なんです。

それで、さっきも申しましたが、日本一の花どころと言われたこの南部地区もですね、ほんとの後継者不足から、その日本一と言われた産地が、またその象徴である施設ハウスが姿を消していく。これを見るたびに大変寂しい気がします。また、そればかりかですね、やっぱり生産者が減ることによって、この競争社会の中でですね産地が縮小していくということは、競争力の低下にもつながり、今までの、全国でも誇ってきた産地がちょっと弱い状態になってるわけです。

ほんで、私がこれが一つに、まあ知人とか、その顔見知りの方々に聞いたり、私の耳に入ってくることは、何かええことはないかよ、ええ制度はないか、今の状態では何かにやっていけると、そういうのが現状でございます。

それですね、私が今ここへ問うておること自体が、甘えではないですけど、ほんと今、高齢化になり、農家も足腰の弱い状態になっておるわけです。ほんで、少しでもこういう制度の使えるような状態ができれば、その親にとっても、若い者にとっても、ちょっとまた方向性が違ってくるのではないかと考えております。

現状としてですね、高い突き賃を出して国営事業等に参加したものの、後継者不足から畑を荒らすような状態になり、隣の方に迷惑掛けるのでというところから、今はミカン作りとか、そういう方にほとんど安い加地子（かじし）で貸しております。それですね、おいしいところは全部これがほとんど町外へおいしいところが出ていっておるわけです。これは町にとっても、地主にとっても、好ましい現状ではないと考えております。

このような状態を町の行政の方としてはどのようにお考えでしょうか。もう 1 つお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

濱村さん、2 問目と関係します。

（議長から「関係なしにお願いします」との発言あり）

ただ今の質問内容ですけれども。花卉（かき）生産者、まあ以前の最盛期に比べてですね、半分以下になっていると、後継者が育たないというような状況。また、日本一の花の産地であったが、南部地区の花卉（かき）の生産の部分についても維持管理がでないような関係でですね、やめている状況とか。また、国営の団地もですね、今、ミカン作り等にですね移行されて、もう町外に有益なところが出ていってしまっているというような部分の質問であったかと思います。

この花卉（かき）団地につきましては、私も役場に入るのがですね昭和 47 年でありまして、入ったのが。その当時はですね、ここにおける総務課長も花卉（かき）団地には非常に関係しておりますけれども。国営関係とかですね、そういう分野。その当時の、まあいわゆる花のですね生産の状況というのは、いまだにしてですね私も記憶にあるところですが、だんだんにしてですね、産地も増えて、岡山とかいろんなこの産地とですね競合するような形になってですね、まあ今現在、議員が言われるような状況下になっています。

まあ、なかなかこの分野、花卉（かき）の単価といいますか、そこがですね、まあ市場も呼びながら、生産者の方もですね市場との懇談会なんかをですね毎年行って、まあいろいろと研究しながらですね進めているところですが、単価が何分にも上がらないというようなことで、なかなか苦しい状況下にあることは私もですね認識はしておりますけれども、なかなかこれの手だてといっただけですね、なかなか難しい面がありまして、今に及んでいるところでございます。

まあ今後ともですね、いろんな品種の関係等でもですね、いろいろと作物品種を変えながらですね研究もしているところですが、まあ昔からやられているカスミソウ、宿根カスミソウですが、それとか、テッポウユリ。その部分も含めましていろいろと行政の方でですね、お手伝いになるかどうかは分かりませんが、支援できるところはですね支援していきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

大変心強いお答えいただきましたが、まあ要はですね、私の言わんとするところは、その産地としての規模も小さくはなりましたが、そこそこの人材はおるわけですが、現況、足腰の弱い農家態勢になっておる関係から、なかなか見た目には後継者ができたようには見えますけど。そしたら、お前がやってくれるか、継いでくれるかというようなところまで飛び込ませない状態が続いておるわけですね。

ほんで、今ここで問うております、お願いしております支援策でございますが、それについて 2 の方へいかしていただきます。

幸い子どもが帰ってきて、親と一緒に農業を始めようとしても、新規就農者との扱いには当たらないとして、国や県の新規就農者の支援策は受けられず、苦しい親のハウス経営を圧迫する形になり、後継者が育ちにくい、育てにくい状態になっております。一定の農家後継者への国の新規就農支援と同様に財政支援をすることが、安定して後継者を育てる環境の整備につながるのではないかと考えております。

それで、今も申しかけておりましたが、この今読んだとおり、これに匹敵するような支援を受けたいのが本音なんです。ほんで、さっきも課長の方から出ておりましたけど、研修制度とか農業公社とかあります。それ以外にですね、私の今求めている、問いただしているところは、その見た目には後継者ができたように見えるけど、現実それを本就農さす力がないというか、踏み込めない現状が事実なんです。それで、その後継者にし

ても、さっき課長が言われたような研修制度と、状態とほとんど変わらないと思うんですよね。その子たちはその親とやるにしても頭数だけで、結局、仕事を覚え独り立ちするには、最低でもやっぱり2、3年というような年数はかかってくると思います。

ほんでそこに、やっぱりさっきからも言いようように親の弱さがあり、なかなかその覚えるまでの、小遣いをして、子どもに継いでもらうという現状が大変つらくなってきてるわけです。それゆえに、さっきも申し、ハウスが減ってきたり、その高い突き賃でついた国営農地なんか安い加地子（かじし）でほかのところに貸さないかん。おいしいところは全部ほかへ飛んでいくというような現状になっております。

それでまた再三申しますが、この私が本音とする新規就農者総合支援事業や、県の新規農業研修事業等。これと匹敵するような、その後継者支援策はないのか、それを伺いたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、2点目の質問の、幸いに子どもが帰ってきてですね、親と一緒に農業を始めようとしてもですね、新規就農者の国、県の支援策が受けられないと。経営状況の厳しい親のハウス経営を圧迫するようになり、後継者が育ちにくい現状下にあると。

これは先ほども議員言われたようにですね、非常に厳しい経営状況ということですが、これの解決策としてですね、現在行われている、国、県の新規就農者の支援策と同様ですね財政支援をすることが、安定して後継者を育てる環境の整備につながるのではないかとご質問ですが、

これについてですが、この新規就農者対策のですね、国および県の事業の中に、まあ要件が何項目かありますが、その中にですね、研修生と受け入れ農家が三親等以内の者は、議員言われるようにですね、支援対象とならないということになっております。

そのこともありまして、必要性についてはですね十分感じておりまして、町内部でもですね検討をしておりますけれども。まあ今の段階ではですね、県下的にもこの取り組みは実施されていないようです。平成24年度ではですね、25年度からの農業公社の設立に力を注ぎましたので、この対策についてですね十分な検討がなされていませんが。平成25年度においてですね、採択要件や支援額、これらを十分検討してですね、農協などにもですね協力要請し、対象農家なんかもですね調査しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、もう少しですね時間をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

大変楽しみなお答えをいただきましたが、またひとつ余談になろうかと思いますが、今、うちらの方でその実態となってる一つの例としてお聞きいただきたいと思ひます。

その実際に子どもが帰ってきて、跡は継いでもらいたい。けど、なかなかお金まで、お小遣いまでやって、一緒に仕事を覚えてもらうというのが、ゆとりがないと。そういう点からですね、子どもは深夜のバイトに出たり。これもあれですね、小遣い欲しさやたばこ代が欲しいというような観点から。それで、今はもう終わりましたけど、夜遅くシラスウナギ漁に行つて、小遣い、たばこ代を稼ぎたい。それほど苦しい状態が、今の現状なんです。

先ほども課長の方から、なかなか時間はかかろうけどいろいろと考えてくれると、先行き楽しみなご返事はいただきました。なお、もう一つ、まだまだその先々ではそれが実践されるのかされないのか分かりません

が、そこまで行くまでの、ここ今日、今からでも苦しい状態が続いております。

その現状を踏まえ、課長もう一度、どのあたりで楽しみなめどが付くのか、どうされるか、分かる程度でお答え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

どの程度かということですがけれども。

まあ、先ほども申しましたように、新規就農者の国、県のですね支援策。これについては、今の制度をなかなか変えることはできないというふうに考えておりますけれども。まあ私の方もですね今までこの問題は、先ほど申しましたように、必要性は感じているということで、いろいろとですねネット等も調べて、こういう取り組みをやっている所はないかというようなことも調べてみました。

ただ、それはですね、議員言われることがですね本来の目的であろうと思いますけれども。その岩泉町（いわいずみちょう）という所ですがけれども、ここの取り組み事例が1件出てきておまして。それはですね、町の認定農業者の後継者に対してですね、就農支援としてですね、月額10万円の交付というような支援策を行っている所もありますし、そこらも参考にですね、まだほかにもあるかもしれませんので、いろんな分野調べた中で、先ほども言いましたように、その採択要件とかですね支援策を決めていかないかというふうに思いますので、まあ25年度中にはですね、それらをですね検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

大変、課長の方から楽しみなお答えいただきました。

そこで、そしたら、次の3の件に入らせていただきます。

I ターンなどで地域に農業をする目的を持って移住してきた方だけでなく、地域の、親をも含めてですね、農業を守っていく農家の育成として、親子等の関係における農業の継続に対し支援を充実させる。地域の農業を守ることで喫緊の課題解決策となると思うが。

もうほとんど課長が今答えていただきましたので、さっきも触れておりました、私もちょっとだけ知っていた、今、岩泉町の件が出ましたが、課長もよく調べてくれております。まだそれで、いろんなどを調べてみてくれるということでございます。大変楽しみなことでございます。けど、今までずっとこの3つの質問させていただいた中でですね、大変、どちらにしろ楽しみなお考えはいただいたものの、ちょっと時間的にはかかりそうでございます。

そこで一言、町長にお伺いしたいと思います。今先ほども課長から出ました岩泉町のお話もありましたが、ここ、町単でやっておる事業だと思えます。そこで、なかなか県、国のこの枠、制度が難しい中でですね、この岩泉町の例ではないですけど、町長、町単で事業を起こすお考えはないでしょうか。

一言お願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

3つ目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、少し沿革から触れる必要があるかと思えます。

このたびご質問いただきました内容につきましては、経営体への支援と、それから新規就農者の確保と、こういった2つの要素があるかと思ってございます。そしてなお、新規就農者が確保できながら親元の経営支援ができれば、これに勝るものはないわけでございまして、そういった施策を講じていく必要性は十分感じてございます。

平成22年度に、就任直後直ちに親元での新規就農の意向調査を全農家に掛けました。残念な結果が出まして、まあ親元で就農すると、まあ意思、ある一定見込めるのではないかという方が候補者として1ないし2名と、こういった結果でございまして、どうしてもIターン、あるいはそれに類するような方にターゲットを広げていかないと新規就農者が確保できないということで、本年度、公社関連の予算を挙げさせていただいたところでございます。

そして、もう1つはその公社という手法なんですけれども。

新規就農をするに当たっては、さまざまな課題がございます。土地の問題であったり、あるいは技術提供の問題であったり、もっと言えば経営管理の問題であったり。これらをパッケージとして総合支援できる枠組みがこの公社の仕組みになってございまして、これ、全員協議会でも説明させていただいたところでございます。

それからもう1つは、新規就農者を確保していかなければならない。つまり、産業を維持継続していくためにどうしても必要な規模というのがございます。先ほど、濱村議員からもおっしゃっていただきましたように、系統出荷で産地力が弱いというのは、一つは市場価格の暴落、あるいは低下ということを意味してございまして、この産業の規模を守っていけないといけないということでございます。

現在、60歳以上の方が55パーセント、97名ということでございまして、これ単純に70代半ばまでお仕事をさせていただけると想定しますと、単純に割り算しまして年間約6名の新規就農者を確保していけないと、現在の黒潮町の農業の規模は維持できないということでございます。

公社の方で1ないし2名。そして、それと並行する形で新規就農者研修事業を引き続き篤農家の下で行いますので、こちらの方でもできれば年間1ないし2名。そして、それ以外の他の要素で1ないし2名ということで、現在、産業規模の維持を計画しているところでございます。

そしてもう1つは、関連雇用も大きいというところでございます。

一つ例を取りますと、JAの共同出荷場。いわゆる、あの選果場ですね。選果場の雇用を考えますと、生産者4名に対して1名の選果婦。これは大体年間220日計算で、生産者4名で、まあ1名の雇用が増えるということになってございます。こうしたことを考えますと、新規就農者をこれから増やしていくというのは、産業規模の維持を確保してということももちろんですけども、関連雇用も守っていくと、まずこういったことでございます。

それからもう1つ、重々ご指摘ございました、あの経営支援についてでございます。経営支援につきましても、あらゆる施策は講じていかなければならないと思ってございます。まず、現在進めております、あのハウス整備事業。こういったものは施設の延命化を図ると同時にですね、単年度の経営収支の改善にも資するものであると認識をしているところでございます。また、南部につきましては、南部独特の課題も抱えてございまして、1つは畑地であるということ。それからもう1つは、従来から言われております水不足。この課題でございます。この水不足につきましては、現在、県と、それから生産者の代表の方にお入りいただいて、検討を重ねているところでございます。

それから、最後になりましたが、親元での就農施策、これにつきましては課長が答弁申し上げましたように、25年度、1年お時間をいただきまして、検討さしいただければと思います。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

大変しみなご返事をいただきました。

幸いなことに、町長が農業経験者ということで、一番、農家の痛みは分かっていただけだと思っております。また、この質問は続けて、機会を迫って進めていきたいと思っております。

もう町長の大変心強い志をいただきましたので、それを楽しみに持って今回の質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで濱村博君の一般質問を終わります。

この際、13時20分まで休憩します。

休 憩 11時 49分

再 開 13時 20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

15 番（小永正裕君）

今回は2点について質問を致します。

1点目は、学校給食に関連して質問致します。

今議会が始まって教育厚生委員会で、新築された給食センター、大方中学校にできました。そこを委員会のみんなで現地視察に、先日、教育長、次長、それと業者の方が説明に来てくれました。現場を見たわけですが。

百聞は一見にしかずという言葉がありますが、ほんとに素晴らしい施設、設備、機材、備品がありましてですね、これは中古になったら分けてくれるかというふうなことまで言ったことがありますけども、あれ見るとですね、もう先に通告書をこれ出しておりましたけども、これはもう質問はないなあいうのが本音ですね、ほんとは取り下げようかと思っておったわけですけども。教育長がですね、どや顔でですね、どんな質問でも持ってこいというふうな態度が見えたので、もう意に反して質問を取り下げることをやめたわけでございますけど。

具体的に、また素晴らしいその設備をですね説明もしていただくと皆さんもよく分かると思っておりますので、担当の皆さまから説明をいただきたいと思っております。

学校給食についてですね私が危惧（きぐ）するところは、さまざまなウイルスや細菌、病原性のもんですね。こういうものが原因となって引き起こされる食中毒や、また近年はアレルギー体質の子どもたちが増えてきておると。で、3カ月前はですね、東京の調布市いうところがあって、その小学校5年生の女の子がですねショック状態になって、これはアナフィラキシーショックというわけですが、急激なアレルギー症状が発症してですね、命を落とすというふうな非常に痛ましい事故がありました。

HACCP（ハサップ）とかいうふうな言葉があってですね、これに従って給食の出来上がる行程の機器というものを非常に管理、コントロールされてですねマニュアルができてると思いますが。どういう、こういう事故を起こさないですむような予防対策になっておるかですね具体的に説明をいただきたいと。

万一その事故が起こった場合、その対処法、現場でのですね、命を助けるためにどういうふうな処置を取る

かとか。あるいは、力及ばず最悪の事態になったときに、まあ入院したりというふうなときには、どんな補償があるかとかですね。それと、原材料があって、加工業者があって、納入されて、調理室があって、いろいろ過程があるわけですが。どこに責任があるかというふうなことが判明した場合には、町としてはどのような処置取るかというふうなことを具体的に教えていただきたいと。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

小永議員の学校給食についての質問にお答え致します。

学校給食は、学校給食法、学校給食衛生管理基準に基づいて実施しております。学校給食衛生管理基準では、共同調理場の施設設備、食品の取り扱い、調理作業、衛生管理体制について、各項目ごとの基準が定められていますので、基準に基づき実施しております。

現在、黒潮町学校給食センターにおいて実施している状況についてご説明致します。

食中毒の予防については、まず食材の受け入れ時に、見て、触って、においを確かめます。さらに、肉、魚などが冷凍および冷蔵の状態が届く場合などは、受け入れ時の温度測定をして、適正な食材かを確認しております。また、外から持ち込まれた外装等は持ち込めないのので、給食センターが用意した清潔なものに中身を入れ替えて、冷凍庫、または冷蔵庫へ保管しております。

調理に際しては栄養教諭が作成した作業指示書により、前日のミーティングで担当を決め、調理手順の確認を行い、調理の準備の段階から学校給食衛生管理基準に従い、衛生的な調理を行います。

出来上がった学校給食は2時間以内に食すると定められており、児童生徒が食する1時間前には学校給食センター長が検食をし、各学校に配置され、児童生徒が食する30分前には各学校の校長が検食をし、給食の確認を行います。これらの行程により、食中毒を起ささない予防を行っておりますし、日々確認も行っております。

また、アレルギー対応についてですけれど、学校給食におけるアレルギー事故の予防策としましては、アレルギー対応マニュアルを作成してありまして、それにより行っております。

その方法は、まず学校給食における食物アレルギー調査により、アレルギー疾患の有無について小学校への新入学の子どもを対象に行います。今回は大方地域の小学校の学校給食も始まることから、大方地域の児童についても行っております。

学校給食における食物アレルギー調査でアレルギー疾患があると答えられた方に対しては、個別に保護者と連絡を取り、アレルギー疾患の内容や家庭でのアレルギー対応の状況を、また、学校給食での配慮等について聞き取りを行います。

保護者からの聞き取りで、家庭でもアレルギー対応食を行っている保護者が学校給食でのアレルギー対応を希望する場合は、医師の診断書を提出していただくこととなります。提出された診断書を基に、保護者と学校給食センターで学校給食における配慮や管理について協議を行います。その協議した内容により、学校での対応、また学校給食センターでの対応を確認し、学校給食での対応を、弁当持参、また自分で除去する場合、除去食を提供する場合、代替食品を提供する場合に分けて決定致します。

決定後には、学校給食でのアレルギー対応について、学校の教職員、学校給食センターの職員および調理業務等の、これからは委託先職員も出てきますので、委託先職員が共通理解の下に学校給食を実施することになります。

決定内容により対応は異なりますけれど、学校給食の予定献立表に、保護者に献立をお知らせ致します。献立によっては、弁当や主食、または副菜のみ持参するよう連絡を取ることになります。

また、日々の学校給食には、その日の献立の情報を学校給食センターから学校へ通知します。その方法は、学年、組、氏名を記載した紙にですね、今日の給食にはアレルギーの素の食材〇〇が入っていますということをお知らせします。そして、食べないようにしてくださいとか、除去食がありますとか、代替食がありますの情報を伝え、学校給食を受けてその日の内容を学校校務員が確認を致します。その情報は、担当の教師や食事当番にも伝え、該当の児童生徒が間違いなく除去食や代替食が食べられるようにして、事故の起こらないように取り組んでいきます。

万一の場合の対応ですけれど。

万一事故が起きた場合の対応としましては、まず学校の方は、消防の方へ連絡取りまして救急車の要請を行い、病院へ搬送するとともに、保護者への連絡を行います。併せて、学校給食センター、また教育委員会へも連絡をいただくこととなります。

補償についてですが。補償は学校管理下で起きた事故については、基本的には町で対応することになります。学校給食における事故についても、その補償に対応するために、全国町村会総合賠償補償保険および日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。また、事故の原因が調理に起因するものであれば、委託先に補償していただくこととなります。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

今、校長先生が食すというふうなこと言われましたけど、これは検食簿をつけるために食するわけですか。出来上がったものを。

それをまあ後で言ってください。

それと、アレルギーの人に対しては、保護者にこういう食材のものを、こういうふうな料理をして食べさせますと。どういうものがいろいろ入ってますというふうな説明をこちらから保護者の方にお示しするというふうなことでしたね、今の話では。

アレルギーというのはいろんな体質があつてですね、厳しい検査を医師の方でやってもらつてですね、その医師からどういうものが一番危険なものであるとか、こういうものはこの程度ならいいとか、細かい情報をですね、その医療機関の方から学校の方へ持ってきて。その学校の給食センターの担当者、調理人とか、あるいは栄養士さんとか。それから、学校の担任さんですよ。そういう方がその共有する情報を持ってですね、それでお医者さん、それで病院から来た栄養士さんなんかの食事の内容を確認して、それを逆に受け止めてですね、それから保護者に示すというふうなのが普通やと思いますが。今聞いてますと、大方の場合ですと、先に学校の方の栄養士さんが献立考えて、その個別に作ると。それで作るものを保護者に示すというふうなことでしたね、さっきの説明では。まあ情報はいろいろ集めるとは思います。

それとですね、これはアレルギーの話なんですけども。もう1つ、そのウイルス、細菌によって起こる食中毒の方ですと、まあ10年前、5年前と比べると、発生件数はだんだん減ってきておりますね。これは今、マニュアルがですね徹底的に実施されてるというふうなことと、その施設とか、先ほどのいろんな備品とかですね、機具とか、そういうものが非常に素晴らしいものになってきてですね、そういうせいも非常に大きい要素があると思います。

ただ、その細菌、ウイルスの感染する食中毒の中でですね、ただ1つ増えてるのがノロウイルスによる感染なんですよ。これ、最近のあれ見てみると大体20件近い発生があるんですけども、その中の約9割が原因が分からんわけです。どこからこのノロウイルスが入ってきたかというふうなことが、経緯が全く分かってないん

ですよ。2件ぐらい分かってるのは、その外部の加工業者、あるいはその素材を届ける業者さん。そこでノロウイルスに感染したというのは2例ぐらいあるんですけど、そのほかは、どこからこのノロウイルスが来たかというのは全く分かってない。不思議なウイルスなんです。

ただ、実験研究室もですね、いろんなウイルスを捕まえてきて、それを実験室でどんどん増殖させてですね、その数を増やして、いろんなその性情なり、そのウイルスの特徴なり、そのウイルスの毒素とか、寿命はどのぐらいとか、そういうそのいろんな研究をするわけですけども、その弱点とかね、どこにあるか。そういうものを研究するために、その実験室でどんどん増殖させて、数を。それやるべきですけども。

ただ、これは宿主になるその動物細胞を見つけて、そこで培養させるわけです。ところが、そのノロウイルスがどの動物細胞に培養が適してるかというようなことは全く分かってない。だから、実験室的にこのノロウイルスの数をどんどん増殖させて研究するいうふうなことが、格段にほかのウイルスと比べて遅れてるわけですね。それで、そのノロウイルスのほんとの性格、性情とかいうものは分かってないから、どこでどんなふうに入ってくるかいう、その原因の経路ですね。それを全く分かってないのが90パーセントぐらいあるんですよ。だから、これはいつ起こるか分かんない。ただ、冬場に多いいうことはもうはっきり分かってますね。10月から3月くらいまでの間。夏場はあんまりないんですけど。

ただ、これはもともとが人のふん便。ここからどんどん、人から人へというふうな移り方が多いというふうなことは推測されておりますが。こういう、いくらきれいな職場を造って、どんなに優れた機材を使っても、やっぱりどこかこういう抜け道みたいなのがどうしてもあるんですね。

それと、普通のウイルスですとアルコールできれいに殺菌できるんですけど、このノロウイルスにかんしては消毒用アルコールでは効果ないんです。唯一分かってるのは、水道水とかプールの水の消毒に使う次亜塩素酸ソーダというのがありますけど、それが唯一効果があるというふうなことは言われておりますが。ただ、これもあんまり濃度が薄いと、飲料水、水道の残留塩素みたいな濃度ですと効果はないわけです。もうちょっと濃い薬剤が入ってないと。だから、非常にややこしい。だから、対応の仕方が非常に難しいところがあるんです。

こういうことも起こり得るというふうなこともやっぱり想定しておかんといかんわけで、今度はその後の対処の仕方を、皆さん、教育、勉強していただいてですね、関係者の皆さん。対処すべきを心掛けを常に持っていただきたいと思うわけですが。

そののところをよろしく。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、検食についてでございますが。

まずは、検食の方は給食センターの所長の方が行きます。これは主に細菌があれば、1時間前に食しておれば、それなりに体の方に異常が起きるであろうということで1時間以上前にします。

あと、学校長がする場合は、特に搬送の途中でですね異物等が混入しないかということも確認していただいております。

食中毒の関係でございますけれど。

その前にですね、アレルギー対応のところでございますが。

アレルギー対応につきましては、医師の診断書を出していただきます。その医師の診断書に基づいて、それぞれ個人ごとにアレルゲンは違っておると思っておりますので、そのことを確認した食事を提供するようにしております。

毎月のメニューの献立の中にですね、そのそれぞれの家庭に、この食事にはこういうものが入りますので、代替食とか除去食とかのことを書いてですね家庭の方に連絡して、それでよいかどうかの確認を取ることとしておりますので、そこで家庭の方で内容によっては、そしたらこの分についてはどうも弁当にしたいとかいうような連絡等をいただきながらですね、事故の起こらないように取り組んでおるところです。

食中毒の方ですけれど。

学校給食における食中毒の方は、高知県内では起こったことは、私の調べたところでは過去にはありません。全国的には、平成20年度に6件。これはノロウイルス、ヒスタミン、カンピロバクターが原因となっております。平成21年度には1件で、これはノロウイルスとなっております。平成22年度には2件で、サルモネラとエンテリティデス。平成23年度には1件で、ヒスタミンとノロウイルスということとなっております。

全国的には学校給食については衛生管理基準が厳しいので、まあ、ゼロを目指してるんですが、数件程度の発生となっております。

また、この食中毒を起こさないための対応としましては、施設の方は当然整備を今回もしておりますんですけど、携わる人のことになってきます。調理員の方に、発熱とか、下痢とか、嘔吐（おうと）とか。また、手指にですね傷があるとかそういうようなことになりますと、その日の調理業務の方からはのいていただくようなことになっております。

また、家族の方にですね、そういうような嘔吐（おうと）とか下痢とかの症状がある場合においても同様なことを、調理の方には携わらないようにしていただきますので、そういう方法によりですね食中毒は防ぐこととしております。

また、ノロウイルスによる食中毒が発生した場合ですけれど。当然、保健所の方等にも連絡を取りまして、指示等も受けるわけですが。調理場におきましては先ほど小永議員が言われましたように、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒をするようになります。

また、手洗いの徹底とか、加熱後の食品に直接触れないと、二次汚染防止の徹底などとか。あと、中心温度の確認等、温度管理の徹底ということが対策としてはあると思います。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

なかなか衛生管理というのは難しいところがあるんですね、なかなか。加熱すればそれで終わりとか、消毒薬かければそれで終わりとかいうふうなことではなかなかないんですよね。

先ほど言いましたノロウイルス。これが今、全体の食中毒の60パーセント以上を占めておりまして、先ほど言いましたように、まだ経路が分からん。なぜ発症したか分からんというような。ただ、このノロウイルス自身が毒性が強いかいうたらそうでもない。ただ、普通の嘔吐（おうと）下痢、腹痛、気分が悪い。そういう症状は普通に一般的に起こるわけですけども、これ自体が命取るわけじゃないです。ただ、体力が弱ってる子どもとか高齢者の人とかがかかると、吐瀉（としゃ）するときに、その吐瀉（としゃ）物が呼吸管に詰まってですね、そこで息が、なかなか呼吸できなくなってですね、命を落とすという例はちょくちょく起こってるわけです。

まあ、先ほど言いましたように、薬剤もたった今1種類しか効果のあるものが見つかってないというふうな状況ですので、非常に取り扱いが今難しくなっておりますが。ただ、野菜にも付き、魚にも付き、肉にも付いてきますから。ましてや、また人にも付いてきますから、なかなかややこしい相手でございます。

それから、アレルギーの問題ですが。

今の子どものおお体3パーセントの子どもたちがアレルギー症状、敏感なというふうな統計が出ております。で、この中で、また非常に激しいアレルギー反応を起こす人が何十分の1か何百分の1かおるわけです。その人が、先ほどちょっと今、東京の調布市ですか。そこの小学校の5年生の女の子が給食食べた後でおかわりを頼んでですね、何かお好み焼きじゃなかった、チヂミか。チヂミをおかわりを頼んで、で、担任の先生が許可をして食べたら、2、30分後で、先生、気分が悪くなったというふうなことで訴えたと。それから14分後にです。意識失って、14分後にAEDをかけたけども全く反応がなかったということですから、食べて大体30分ぐらいいしてから意識なくなって、心肺、呼吸停止してるわけです。それだけ激しい、激烈な反応が出るのがアナフィラキシーという、アレルギーでも一番きつい症状なんですよ。AEDやってももう間に合わんのですよ。

だから、その担任の先生は毎月一回保護者と会って、栄養士と会ってですね、保護者にこういう食事を用意しますと。十分気を付けて対処しておったわけですけども、ちょっとたまたまそのときにはおかわりを子どもさんが要求して、ほんで、あんまり、当然悪気はないでしょうから、担任の先生もね。ただ、何となく、まあ、おなか減ってるならいうんで渡したのがチーズ入りやったらしいですよ。そのチーズに対して非常にアレルギーが強い子どもさんで、それでたちまちこんな反応が出てきたと。

そこで、養護の先生は何したかいいますと、養護の先生はですね、当然この呼吸器が縮まってくるから、この反応のときに、呼吸がゼーゼーできにくくなります。で、養護の先生はそれを見て、ああ、この子どもはぜんそく気味であるということで、その判断を誤ったんですね。まあ、ぜんそくもアレルギーの一種でありますけども、こんなに心肺停止になるようなことはまずないわけですから、もうそのときはぐったりしてる状況ですからね。その判断を誤ってトイレに連れていったということらしいですよ。まあ吐瀉（としゃ）物があつたかどうか、そういうことははっきり分かってないですけど。それが、また間違つた判断を起こし。それから、先生そのものも、担任の先生も2階へ上がったり、3階へ上がったり、まあ救急車呼んだり。ほんで、栄養士さんそこへ走っていったりとか。もうバタバタ慌ててしもうておつて。で、校長先生も対処も十分してないんです。だから、その養護の先生も、その子がぜんそくであるというふうな判断をしたということ自体も、この横のつながりとかね、情報の共有というのが全くできてない状況なんですよ。

担任の先生もほんとに気の毒かも分かりませんが、ほんのちょっとした、うっかりした手違いがですね、こういう事態を招いたということは事実であるわけです。だから、そのときに、その後で検証チームができてですね、その結果、その分刻みにいろんな報告書を出してるんです。その報告書見ると、どうしてもやっぱりどこかに抜けたとこいいですか、それまで教育も訓練もいろいろやってるはずなんですけども、いざとなつたときには慌ててしまう。冷静な判断ができない。そういうことの積み重ねでずうっと。結局、即対応すべき適切な処置がですね全くできてなかつたんですよ。

こういうときは血圧がガーンと下がってしまいますが、心臓も細かい心臓がもうどんどんどんどん打つわけですね、一生懸命血液回そうと思つて。それでも血が流れていかん、血圧が下がるばかりですから。そういうときにはエピペンというのを打つんですよ。だから、そういう激しい体質持つてる子はお医者さんが与えてるはずなんです。子どもに。万一のときはこれをすぐ応急処置で打ちなさい。注射なつたもんが。それを学校の養護の先生とか担任の先生がちゃんと理解しておればですね、そういう反応が起こつたときには、そのエピペンをちょっとこう注射してあげればええわけですよ。ほかに対処する必要ないわけですから。そしたら、気管がはれてですね詰まってしまうような状況とか、血圧がどんどん下がってしまうとか、そういう状況がこうきれいに取れてしまう。

エピペンというのは昔の言い方で、エピネフリンのペン型の注射のことを略して言うわけですけども、今で言

えば、皆さん名前をご存じやと思いますが、アドレナリン、昔はエピネフリンと言っていましたんで。今はアドレナリンが一般的な名称になってます。それをいつもそういうアレルギー体質の人は持つてるはずなんですよ。お医者さんがそう指示して、と当然、学校でもですね、学校の担任の先生、あるいは養護の先生、あるいは給食の担当の方とか、校長先生。もうみんなが共有した状況を持つてないと、そういう状況が起きたときにはもう適切な処置がとにかくいち早く対処しなければいけないというふうなことですからね。AED なんかも、もう到底間に合いません。

だから、普段からの教育、研修。先生も含めてですね。ただ、勉強しましたというんじゃなくて、子どもの命を守るためにですね、ほんとに真剣になって、緊急事態に際して自分はどういう行動を取るかということ、ちゃんと確認、自分でできるようなですね、心理といいますか、気持ちといいますか、そういう周りの大人がですね気を付けていつもおれますように、ぜひ真剣な研修を行っていただきたいと思うわけですが。

今もまあやってると思いますけども、なおもう一層、地震のことでもそうですけども、ただ知識だけじゃなくて、ほんとに真剣な気持ちでそれ対処するという気持ちが最も大事やと思います。

いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

研修に対してはですね、当然真剣な気持ちでやっていただかないかんと考えておりますので、当然そういうふうに取り組んでまいりますし。

また今、ご指摘いただきましたエピペンですか、まあ、そういうようなことについてもですね、ちょっと確認できておりませんでしたので、当然そういうこともですね保護者あたりに出していただいてですね、対応方法と該当する児童生徒がおる場合にはですね、情報を共有して取り組んでいかないと考えております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

それでは、これからも緩まず一生懸命、子どもの命を守ることを頑張っていたきたいと思います。

それでは、2 問目の方に行きます。防災関係について。

必ず襲来すると言われる大地震は、本町へも甚大な被害を及ぼすとされる。計画された防災対策の概要と、予定されるその防災対策の完了する年度は大体いつごろ、何年度ぐらいになるのかというふうなこと。

それで、各地域がいろんな災害を被ると思いますが、それはいかなる様相のものか。その中でも、大きな被害を受けるとされる地区では、どの程度の想定をしておるのか何カ所かをその例を挙げて、それに対する対策はどうなっておりますか。

まず、それだけお聞きします。

（議長から「小永議員。できれば一番下まで読んでいただきたいんです」との発言あり）

そこは質問するのにこんがらがりますので半分にしようと思ったんですけど。

それでは、議長のご指導いただきましたので、あとの方もやります。

またですね、平成 23 年 10 月移行から現時点まで、防災対策で完成した避難道路整備の数、現在整備中のもの、それから計画された残りの未着工のもの、それぞれ幾つぐらいずつあるのか。

これはですね、この議会始まる前の議員協議会で一覧表を頂きましてね、この A3 の一覧表を。あれ向いて全部載ってましたんで、これ本当、全部先に答えてくれるようなものですから。これも最初、通告書先に出し

てましたんで、これは必要なかつたなと思つたんですけど、まあ、ついでですから聞きます。

また、この平成23年10月いうのはですね、あんまり意味はなかつて。多くの同僚の議員さんがですね、この防災、町民の命を守るというふうなことで非常に一生懸命になっておりまして、毎度この議会でも一般質問でも多くの皆さんが質問を出しておられます。私は、たまたま23年の9月の議会にその防災対策について質問致しました。そのときは、まあ予算もあんまりなかつたんで、それまでの、昔からの避難道路としたものしかなかった。その後、まあ答弁の中で文教地区を中心に避難道をまず整備すると。予算の都合でね。で、あとは各地域からの要望について、適切な避難道を整備するというふうなお話がございますので、その後どうなったかというふうなことをちょっと知りたかつたんで、出しちよつたんですけども。

そのときにですね、その当時の担当が松田総務課長やって、防災の。それで、一番やりがいのある仕事やと思うが、どんなふうな気概を持ってやるかと聞きましたら、一人の町民の命も落とさないように頑張るというふう非常に力強い答弁いただきましたので、私も町民の一人としてですね、非常に心強かつたわけでございます。

そういう、ひとつ一丸となつて目標を持ってですね、執行部の方は今もやってくれてるというふうなことで非常に頭が下がるわけでございますが。今のこの現状を含めてですね、どんなふうな被害を被る恐れがあるので、どんなふうな対処を今しながらその対策を取っておるかというふうなことまで含めてです。概要を教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小永議員の一般質問2番目、防災関係についてお答え致します。

まず、通告書に基づいてお答えをしたいと思いますけれども、まず、計画された防災対策と、予定された完了年度はいつかというご質問でございますが。

現在の黒潮町地域防災計画、これ震災対策編でございますけれども。これは平成20年4月に策定したもので、これは高知県の地域防災計画と整合性を取りながら、平成25年度中に改訂をいたします。その改訂計画の大枠となるのが、今年1月にまとめた第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方でございます。

その中で、防災計画の目標年次と致しましては、短期として2012年、平成24年度から、2015年、平成27年度の4年間。そして、中期と致しましては、2012年、平成24年度から、2022年、平成34年度の11年間。そして、長期と致しましては、2012年、平成24年度から、2035、平成47年度の24年間と致しました。

避難空間、避難場所とか避難路のことでございますけれども、これらにつきましては、基本的に平成28年度を完了年度に計画しています。また、避難タワーにつきましてはたびたびご答弁申し上げましたけれども、万行、町、浜の宮、早咲、横浜の5カ所に計画致しておりまして、平成25年度中に完成さす計画でございます。

また、高台移転などの抜本的な対策につきましては、2017年、平成29年度までを、計画策定および合意形成期間と考えており、当町の南海地震対策完了の目標年次は2035年、平成47年度と考えております。

黒潮町における被害想定につきまして、これにつきましては平成20年4月の策定の地域防災計画。これが現在の町の被害想定の数値になるわけですが、これは当町の死者数というのがですね、564人の死者数が出る可能性がある。それから全倒壊の数が5,326棟、全倒壊する可能性がある。これは、津波とか、揺れとか、がけ崩れ、すべて含めた数でございますけれども。地域別に申しますと、死者数の想定が佐賀地域と大方地域に分かれておりまして、佐賀地域で123人、大方地域で441人。

建物の倒壊数。倒壊というのは全倒壊でございますけれども、佐賀地域で601棟、大方で4,725棟。というの

はですね、平成20年4月に策定された当町の地域防災計画、震災編の数でございます。

ところが、もうご存じのとおり、昨年3月31日に出されました新想定に基づいて想定される数はですね、これとは全く異なってくると思っております。

今日の新聞とかマスコミにも報告されておりましたけれど、3月15日に担当者、県の方に呼ばれて、国の第2次の被害想定の説明を受けました。今日の新聞に出ておる数字がですね、経済的被害想定として出されております。

高知県においては、実に県内ですね総生産額の5年分が被害に遭う可能性があるというふうな数値が示されておりましたけれど。これらのデータにつきましては、今後詳しく分析を進めてまいりたいと思っております。

今後、高知県の方でもですね市町村別の被害想定を公表する見込みですので、そのデータも含めて、黒潮町の被害想定を把握して、対策を考えていきたいと思っております。

また、平成23年10月以降から現在までに完成した避難道についてのご質問でございますが。平成23年度に完成した避難道は、1番目として浮鞭、南郷小学校の地区の避難道。そして、2番目として坂折地区の避難道。そして、3番目として明神地区の避難道。4番目として会所地区の避難道の、23年度は4カ所でございます。

そして、24年度でございますけれど、資料をお渡ししておりますので数だけ申し上げますと、19カ所が仕上がっております。

なお、平成24年度に計画している避難道は、繰越事業を含めて、測量設計のみを含めると、緊急防災・減災事業による町単独事業で67カ所、都市防災関係事業で11カ所、漁業集落環境整備事業3カ所の、計81カ所となっております。そのうち、工事完了が15カ所、測量設計までの着手、または完了、または測量設計を省略している、測量設計までしなくてもいいやつですね。省略している避難道が66カ所で、そのうち工事施行契約をしているのが8カ所であり、測量設計が完了している避難道については、速やかに工事の施工を進めます。

さらに、平成25年度に計画している避難道関係事業は、緊急防災・減災事業による町単独事業で65カ所、都市防災関係事業関係で継続も含めて14カ所、漁業集落環境整備事業で4カ所の、計83カ所となっております。

なお、昨年の夏に地域担当職員と各自主防災会および消防団とが調査しました結果による、現在抽出されている整備が必要とされてる避難道は、すべてで295カ所となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

すいません。私、聞き逃したかどうか分かりませんが、大被害を受けそうな地区と予想される所ですよ。

まあ、私の場合は、中山間のがけ崩れがあるかどうかということとかもあるがですけども、何といたっても34.4メーターの津波が来る。また、それに準ずるような津波に襲われるというふうな個所については、今のその避難道の整備というふうなことと、タワーの設置というようなことでよろしいですかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、小永議員の再質問にお答えしたいと思います。

町内の被害を受けそうな場所ということでございますけれど。細かく科学的に分析して出した被害の想定し

たものは、今の説明しました平成20年4月の防災計画以上のものは持っておりません。

ただ、想定されるものとしてですね、海岸沿い。30数メートルの津波が想定されてるポイントというのは佐賀地域の方になりますけれど、海岸沿いについてはあらゆる所で大きなダメージを受けるものと考えております。

それから、山間部でございますけれど。これは震災が起こったときの前の天気によって大きく変わってくると考えています。例えば、震度7、あるいは震度6強の揺れが来る前にですね、例えば雨が降ったら。こういう場合は、相当の山がですね崩壊すると思っております。その天気に、状況によって大きく変わってくるということをまず認識しておく必要があるかと思っておりますけれど、当町の中山間においてはあらゆる所でそういう危険があるものと認識しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

やっぱり、そういう心配になりますよね、あの中山間の方も。私も何か所か奥の方へ行ってですね、現地に住まわれてる人と話したんですけども、この辺、地盤どうでしょうねえいうて言うたら、この辺はがっちりしちよらあよ、大丈夫やろういうて言う方が多いんですよ。あんまり心配してない人が。

私も掘ってみたわけじゃありませんが、この下は岩盤でできてるけんのかという人もおるし、この辺、このこう配やったら大丈夫よと。上からセメントもがっちり固めちゃうし、大丈夫大丈夫いうて言う人が多いですよ。まあ、それで大丈夫ならええんですけど、まあ今度の予想される地震というのは2分以上揺れるということですから、相当ゆっさゆっさ長時間にわたって揺れるというのは専門家の明確な証言があるわけですから、非常に心配になるところでございますけども。

ただ、正しい情報が入るかどうかいふうなことぐらいはちゃんと各地区の区長さんなりにはですね、適切な情報、対処の方法とか連絡できるような状況は構えておいてほしいというふうには私は思っております。

それと、大きな津波が来ると。入野の松原の浜ですと15メートルの高さの津波が来るとというのが、高知大学の岡村先生のお話でございます。ただ、34メートル以上の津波というのが今の白浜の辺りが一番ひどいということでございます。それと、あそこは灘ですかね、あの辺も結構高いのが来ると。

昨日の質疑、一般質問の中でS議員がですね、通行中の人助かるように標識を付ける必要があるんじゃないかと言われてました。私も実際そう思いましたですね。灘に国交省の造った階段があります。それと白浜に、消防署の前ですね、斜め前に、非常に急な階段があります。あれ、私も前から気になって、あんなとこを誰が上るいうか、消防署の連中が逃げる道かなあと思うておったわけですが。

消防署の人たちと話しますとですね、あれは小永さん入れんぜいうて言うわけですよ。もう年中鍵掛かって、開いたとこ見たことない言いますよ。誰も上ったとこを見たことないいうて言うわけですよ。あんたは近いのに行ったことないのかえ言うたら、いや、鍵掛かっちゃうけん入れんぜいうて言うわけですよ。私は身が軽いもんですから、ひょいっと上がってですね階段を駆け上がったわけですが、相当きつこう配なんですよ。でもあれね、外からね、こう金色の鍵がこう、錠前がかちんと掛かってるんですよ。それとね、よく見ると、そのドアがあるんですけども、そこへペタッとこう張り付けてですね、ここをけ破れというふうにかこう書いてるんです。絵と字で。でもあれね、錠前見るとね、こんなの、ちょっと壊そうかというふうな、まあ乱暴な人はやるかも分かりませんが、私みたいななそい人間はですね、ちょっとそういうことはできかねますね。け破ってそこへ逃げなさいいうふうな意味らしいですよ。けっても、そのばらばらになって、そのけった人が破った

人にけがを与えるような造り方はしてないと、きれいに割れるというふうなことらしいですけど。でもね、あのほんとに金色に輝くその錠前を見るとですね、これは入れんなあと思う。その文字とか絵を見る前に判断しますね。

それから、夜はどうかなあと思うて見てみるとですね、夜はその5つ、6つ、所々、上の方にもこうランプがあるんですよね、あの太陽光発電やと思いますが。それはまあ下から見るともうホテルの光みたいですね、ほんとにぼつぼつなんです。それと、そのけ破れというところも暗いですから、下から見ても全然その夜、あるいは早朝、あるいは冬場にですね、そういう津波が来るというふうなことになって、そこへ行っても分からんですね、そこ書いてるものが。真っ暗。

だから、国交省も何を想定してああいう造り方したのか分かりませんが、真っ昼間地震が起こって、まあ、しっかりした人が見てですね。ほんで判断して、ああ破らんといかんと思うて逃げれる避難道ならええんですけども、なかなかその今までの歴史を見てもですね、昼間みんなが起きて元気なときに地震が来るということは少なくてですね、早朝とか、夜中とか、そういうときに襲来することはほとんどなんですよ。だから、ああいう造り方してもですね、なかなか実際の役には立たん。でも、実際には地元の人の救済じゃなくて、そのS議員さんの心配どおり、通行者、交通してる人が地震に遭って、それですぐ逃げるというふうなことに考えて、国交省が造ってるみたいですけど。あれちょっと通行者はますます分からんと思いますね、ああいうものは、造り方が。

それと、避難道で心配なのはね、伊田小も避難道なんです。あれ、学校の中の2階か3階から裏山にこう橋架けて逃げるようになってますよね。あそこもやっぱり昼間、授業中ならそこ逃げれるんですけど、今言ったように、夜とか、早朝とか、そういうその生徒が家の中に、校舎の中にいないときに起こったときに、ほかのその近くの住民の方も逃げたいわけですけども、わざわざ校舎の中へ入って、また上がってですね、2階か3階に。それから裏に行くというふうなのは、ちょっと行動として取りにくいんじゃないかと。外から、グラウンドの方からですね、またこう架けてあげれば、そちらから上がれる。

あの造ってる途中に視察に我々行きましたね、議員が。そのときから何か心配になって、何かその工事する人にですね、この外からも上がれるようになってますかねえと聞いたら、いや、そこまでの予算はないですよみたいな話でしたんで。あの近くにも高齢者の人、結構多いですし、足の痛い人もおられますから。

あの前に、我々が議員でみんな上がっていった避難道はイノシシが出てくるというふうな谷間でしたよね。あそこはちょっと雨が降って、まあずっと上がっていくとなったら大変な、つるつる滑ったりなんかしてですね、それこそ元気な人でもね、足元危ういいうふうなことになります。あこも整備はされると思いますけども、今の学校の方から逃げていく所もですね、外から架けてあげた方が、子どもは外で運動場にいたときには外からも逃げれるしですね、住民の方々もそこを使って避難できると思いますが。

そういうふうな考え方は今持ってないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小永議員のただ今のご質問にお答えしたいと思います。

伊田小学校のあの避難路、校舎の方から避難場所に逃げていく避難道でございますけど、それは議員の皆さん見ていただいているということで、ご説明要らないと思いますけれど。

地域からもですね、今年の夏に実施しました、地域担当と、それから自主防、消防団との地域の中の課題の中です、この今おっしゃられた所、避難道の希望が出ておまして、その今の避難道につないでいく、校

庭からつないでいくような形になろうかと思えますけれど、その設計作業は進めております。だから、25年度中ぐらいにはですね、その工事、実施する計画で進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

あと3分です。

15番（小永正裕君）

よろしく。ぜひとも外からの逃げ道も造っていただきたいと思えます。

それと、先ほどの国交省のあの階段ですけども、灘にあるのも非常に危険なんですよ。上がっていくところもね、つるつる滑ってですね、雨にぬれると。ちょっとね、普通の人は上っていきにくいですね。あそこも何とか町の方から国交省の方に申し上げて、もうちょっと分かりやすく、危険でないように。手すりも付けた方がええと思えますよ。必ず滑ると思えます。そういうことを改善してほしいというふうなことをぜひ強く申し上げていただきたいと思えます。

それから、避難タワーのことですけども。これも大変、価格聞くと1億何千万とかいう高価なもんですので、私もいろんな方と話しておりましたですね、中に入っておれば流されて、どんぶりどんぶり流されてどこかに行き着くと。海の方へ流れても、まあ引っ張り上げてくれるというふうなものができておるというふうなこと聞きましたですね。中に30数人乗っておれば、7、800万でみんな流される。で、かえってその方が安全じゃないかというふうな話も聞いたこともあって。まあタワーもいいですけども、そういうその足の痛い人なんかも高いとこなかなか上がりにくいというようなことも先ほども話がありました。で、そういう平地にそういうものを置いて、低いとこの住民の方ですね、高齢者が非常に多いということで。それを皆さん乗ればですね、まあ船に乗った気分で命が助かるというふうな可能性も高いんじゃないかと。

ひとつこれも考える余地があるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小永議員の、続いてご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられたのは避難艇のことだと思うんですけど、最近、新聞等で国交省が新たに設計開発した避難艇、盛んに公開されておりますけれど。津波の映像、議員もご覧になったと思うんですけど、ああいう激流というような状況の中で、そういう避難艇がですね、どれぐらい安全なのか。ちょっとまだ我々もですね、確認し切っていない状況でございますので、今のところは地域から要望が強かったタワーの方で対応して。

ただ、避難艇の方を全く今後採用したり、検討しないかといいますと、それは別でございます。まあ、あらゆる避難の方法の選択肢を排除しないというのが当町の考え方ですので、いろんな形でですね検討させていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

国交省への要望は、課長。

（小永議員から「ちょうど、これで終わります」との発言あり）

国交省への要望の答弁はいいですか。

（小永議員から「ああ、国交省の」との発言あり）

町長。

町長（大西勝也君）

さまざまな不具合の点が確認できましたら要望させていただきたいと思います。

（小永議員から「それだけ。終わります」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩します。

休 憩 14時 24分

再 開 14時 40分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村將伸君。

3番（西村將伸君）

通告書に基づいて3点のことを質問を致します。

皆さんが今回の辞められる課長に対して、随分の励ましの言葉というか、褒め言葉も言いましたので、私の方からもですね、松田総務課長は四万十市、前の中村市、西土佐、大方、佐賀の4市町村の合併当時のですね幹事として大方町から来られておりまして、そのときに初めて知ったわけですけども。本当に頭のいい方で、分かりやすい説明と、そういったことに感心したことがあります。体格のことは、恐らく役場に入ってから背も伸びたがじゃろうと思うのですが。

それと米津課長、松本住民課長には、私が中村のたばこの交流組合のお世話をしておるときに、総会等にご出席いただきまして本当にありがたく思っております。

それと松田二課長と大塚課長にはですね、本当に若いときから人柄も良くて、誠実な、私は印象が強くて、ことに大塚課長は、私は彼によく言うんですが、君は委員会の方によく向いちゃうねと。そちらの方のときにやりようときはうんと彼が役場へ入って生き生きした時代であったと私も記憶しておりますけれど。まあこれから、私いつも言ってますけれども、辞められた後も、町長の方もマンパワーが足らんといいようことで、ぜひ、5人がまたどっかで同窓会で会うたときでも、協力してくれるように、そういった話し合いをしてもらいたいと思います。

では本題に入ります。

初めに、産業振興策についてお伺い致します。

この産業の振興策については、昨年に資料提供していただきました黒潮町過疎地域自立促進計画書、その中にその方針と、業種ごとにその対策、事業計画が示されております。これまでの取り組みでは、水産業での漁業機能の強化と併せてカツオの活餌の畜養施設等の整備。それと、農業でのレンタルハウス整備事業。また、新規就農者研修支援事業など、次第に準備が整いつつありますけれども。先ほど、濱村議員からのご指摘もありましたように、少子高齢化が、わが町は全国のそれよりも速いスピードで進んでおります。ことに農業においては、後継者不足や農業労働への支援といったこと、また、今ある地元産業を支えるといった意味合いが色濃い施策だとも言えるわけですが。黒潮町の経済上、どの分野も大変重要な施策であるわけですが、産業振興策には主に仕事おこしといった意味が色濃いと思います。このことから、住民の関心が大変あるところですが。

そこでお伺いしたいのは、自立促進計画にある中で、経済的に継続性があるというか、持続性、そういったことも含めて即効性があるものは、この事業分野のどの事業を念頭に置いておるか。

そこをまず最初にお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

西村議員の産業振興にかんするご質問にお答えさせていただきます。

通告書に基づきまして、過疎地域自立促進計画と関連付けてご質問をいただいておりますけれども、先般前協議会でご説明させていただいた、新産業創造事業等は計画に乗っておりませんようなことから、また計画の方向性といえますか、性格と致しまして起債計画という性格も強うございまして、若干ご質問の趣旨から外れることもあろうかと思いますが、また再質問で掘り下げていただければと思います。

まず、事業計画の中で経済的に持続性があり、即効性があるのはどの事業を念頭にということでございます。経済的な持続性とはビジネスとして当然成立するということございまして、即効性とは短期間での雇用を含めた経済効果の発現であると、そのように理解してございます。

まず、事業計画の中では既存の経営体への支援施策が多数盛り込まれております。大きく申し上げまして2種類の性格があろうかと思っております。1つは当町の強みを生かした分野に対する資本投下、並びに企画立てをして、そこへ新たな産業おこしとして資本を投下すると。この2つの性格があろうかと思っております。前段の当町の強みを生かしたところへの資本投下、これが既存の経営体への支援施策であると、そのように認識しているところでございます。

理由を申し上げますと、さまざまな経済環境の変化の中でも経営を続けてこられたことは、そのノウハウの蓄積を意味していると認識してございます。新たな産業を起こすときにノウハウのなさが非常にマイナスの要素であるのと、逆に、大きなプラス要素であると認識をしているところでございます。効果の大きさは別に、確実に効果の表れる分野でございます。例えば漁業について申し上げますと、資源管理でありましたり、あるいは活餌の提供事業であったり。あるいは農業分野で申しますと、ハウス整備事業などは一つ一つの効果は大きくなくても、確実に効果の表れる事業だと認識してございます。

また、全般についてでございますが、対策についての項目の記載では、必ずしも経済的效果だけではなく、非経済効果を図りつつと文言を盛り込んでございますが、むしろ当町におきましては、経済効果の確実性並びに早期発現のための施策が弱いと、そのように認識しております。本計画中では、さが道の駅は継続性と一定規模の経済効果を見込める最大の事業と考えており、また本計画にはございませんけれども、経済効果を狙ってまいります新産業創造事業についても、専門家の力をお借りしながら確実性を担保していきたいと、そのように考えるところでございます。

総合振興計画策定におけるアンケート調査にも表れておりますように、住民の皆さまの最大のニーズは雇用の場の確保であり、このニーズに確実に応えていく責務があると考えてございます。また、観光や今後進めてまいります外販にはどうしても情報発信が必要となってまいります。すべてを単独で実施するのではなくて、これは下村議員からたびたびご指摘を受けるところでございます。可能な限り、一つの枠組みの中で効果的かつ効率的に取り組めるよう、全体の整備再構築を具体的に進めてまいりたいと考えてございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

即効性のあるというか、既存の今までの黒潮町で育んできたというか、築き上げてきた産業、そのことを当然守る。これはもちろん即効性があるし、そうなんですけど。ただその少子高齢化の中で、後継者の問題、これは濱村議員が切実な現状を訴えておりましたけれども。そういったことは、私はその方向性として全然間違

っていないと。それと、ハウスの整備事業に町長自身かなり力をお入れになっているわけですが、これなんか本当に、この南国土佐といわれるこういった高知県で、ハウス事業なんかをですね、当然山陰、それから中部、東北等よりもですね、燃油価格等も含めてかなり有利性があるって、競争という意味では、私はこういったところに十分力を入れていけば競争力はあるなと思っておるわけです。

また、再構築という言葉もあったんですけども、何もですね、全然畑違いなことをこの町で取り組むとか、そういったこと私はそれほど期待しているじゃないんですけども。ただこの質問を出したのは、この産業推進室の設立以来、その黒潮町の特産品開発に取り組まれたその過程の中で、特産品開発協議会を立ち上げた中のその黒糖生産とその関連の商品開発の施設整備が、これまで取り組まれてきたわけですが、この本年当初予算では、この関連事業の予算がカットされている。ここが予算の組み替えをしたと捉えてええのか、それともですね何かそこに原因があったかどうか。

ちょっと具体的にこのへん、産業振興のことで詰めたいと思いますので、そのへん答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

当初予算にその産進計画の予算が計上されてないということですが。

これはですね、本年度、24年度に予算を頂きまして取り組む計画でしたが、その県の産進に第一次産業振興計画の中で、5,000万以上の補助金を県の方から頂いて、今の加工場を建てております。それで第二次振興計画が24年から県の方で4年計画で始まっておりますが、その第一次振興計画で、5,000万以上補助金を利用している所はですね、ある程度実績を確実に上げていってないとなかなか補助の対象にするのは難しいというようなことで、もう少しその売り上げを伸ばすとか、実績を上げてくださいと、それから再度申請をし直してくださいということで、今実績を上げて、できたら4年間の、あと3年になりますけど。の間では、申請していきたいというようなことが状況になっております。

それで今年、25年度についての当初予算については、まだちょっと確実なものでないですので、計上をようしておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

第二次審査にその、一次で認められたことが第二次に出すときには、早い話が、実績が上がってないので自信がないと、そういった答弁だろうと思うんですけども。

先ですね定例会で、室長に私、特産協ですか。特産品協議会をその法人化するという話の中で、その中心的にその役割を果たすリーダー的責任者はいるのかいないのか。そういったことを質疑しましたが、そのときの答弁でも、責任者になってくれるだろうと思っていた人が辞めてしまったと。そういった答弁やったと思うんですが。

結局その自立促進計画、この立派なもんですけども、できてもですね、まだその一人もその人材育成もできてない。そういったところの原因は何なのかですね、こういったところに不備があったか、そこをお聞かせできませんか。こういったことで。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど答弁で再構築と申し上げましたが、当然、特産協も含めてですね、また加工場の有効利用も含めてですね、モデルを構築していきたいと考えてございます。

それから、専門家の先生方にお伺いして、やっぱり自分たちも勉強不足だったと反省するところもでございます。まず1つ、幻想は捨てなければならないということでございます。地域の製品を使って特産品を開発すると売れるという、これはまず、ビジネスの世界では全く幻想だそうでございます。売れるには売れる理由があって、ビジネスとして成立するには成立する理由があるというのは専門家のご意見でございます。全くおっしゃるとおりであると考えてございます。つまり、全員協議会のときにも松崎さんの方から、松崎氏の方からプレゼンもいただきましたけれども、さまざまな品目、多くの品目を町内で発掘していきましょうというのが大きな流れであったと思ってございます。しかしながら、一経営体として経営の持続性を担保するには、非常に弱いモデルであるご指摘がございます。と申しますのは、総商品群の中の2割の商品で8割の総売り上げを確保しなければならないと。これが通常、市場で通用するモデルだそうでございます。つまり当町において弱点であったのは基幹商品、この柱がなかったということでございます。つまり、基幹商品を作る、そして基幹商品で経営を安定させた後にさまざまな商品群を持って情報発信能力を高めていくというのが、あるべき姿であろうかと思いますが、ここの基幹商品が非常に弱かったと考えてございます。そういった中で、その基幹商品となり得るような商品には一体いかなう候補があるのかといったことをこの半年詰めてまわして、先般のプレゼンをさせていただいたところでございます。

それから、人材育成についても同じかと思っております。まずきっちりとしたビジネスモデル、当町では過疎計画にも載せてございますように、座学ではなくOJTを重要視してという文言を盛り込ませていただいております。しかしながらそのOJTの現場、ここがまずしっかりしていないと、その人材育成にはつながらないと、自分なりに反省しているところでございます。まずはきっちりとしたビジネスモデルを選定して、そこでしっかりと固定した人間を育てていく。これが非常に重要な、私たちの取るべき姿勢であると考えてございます。

広く浅くでなかなか芽が出にくいといったのは総論的な反省でございます。これからもう少し、範囲は狭まるかも分かりませんが、少し特化したもの、特化した取り組みをやっていく必要があると。現段階ではそのように考えてございますが、まだこれも市場モデルの検証の中で、さまざまな修正を加えていかなければならないものになってございます。そちらにつきましては、また逐一報告をさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

先ほど、OJTという言葉が。実践というこなんでしょうけれども。この自立促進計画の中で、私、すべての事業分野にどのページを見ても、どの分野を見ても、産業推進人材育成という項目が必ず掲げられておるわけです。しかし、なかなかそうしたその支える人材は育っておらん。何でだろうと、私自身はここ数年間感じてきたことはですね、その自立に向けた地域産業の振興には、この我々のようなこんな小さいですね、地方の町村の希望では、役場の果たす役割が非常に大きい。町長から協議会のときに紹介された新事業、新産業創造事業というのがですね。これでも役所の役割を積極的に働き掛けると。こういった必要性を官民学共同の姿勢で示されたわけですが。その主に産業推進室がもっと大事なものは、何をすべきかということをこう実感していな

い限りですね、私は何にも変わらんとと思うがです。何にも動かないだろうと思う。ほんで出発点は、本当はそこだと私は思うちやうがですが。

その地域産業政策を役所と産業団体が十分にそのことを認識するにはですね、国とか県が発表するいろいろな事業分野の経済センサスといった統計、そういった数的なことを参考することももちろん大事なことですけれども。それより優先すべきことは、町内で働く住民の現場、濱村さんがその現場の難儀さをお話ししたようにですね、その現場をきちんと見ることが出発点だと、私は思っております。これ、事業者数って黒潮町に調べればですね、そんなにはないんです。こういったことをですね、やることから始まり。本当に遠回りのようですけどもですね、意外とこれが近回りの、私は初めの仕事であると思っております。初めてその現場をきちんと室長なんかも見て、自分たちが役所へ勤めようけんど、自分らが一体何で食っていているか。ほんで何をここでしなければならぬか。本当にそのことをですね、身を持って感じてもらわんと、これはいろいろな政策のそれは出発点だと思うわけです。

ほんで政策を推進するための調査票を持って、その町内の事業所とか住民が働く現場を回ってみる方針が私は必要だと思うんですけども。

産業推進室長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

西村議員の再質問にお答えします。

現場を見て、内容をよく確かめるというようなことで、現場になかなか各地区いろいろありまして、主だったところには、観光関係とかそういう所には足を運んでいるわけですけども。

その雇用の場の創出という関係では、その24年度に町単独の産業推進創造総合新事業というのを実施しました。またブランド化の認証事業というのも実施致しまして、ブランド化については専門の方、4名の審査員の方に来ていただきまして、その中で各応募してくれた方、特にその特産品を作ってくれている方にそれぞれの商品の認証とともに、商品についての評価なりアドバイスをいただきました。それでその一番その中で、商品の販売するのに表示の方法がうんぬんとか、そういう細かいところまで指導いただきまして、その地元の業者さんはそれを生かして販売につなげたり、認証して、またさらに販路の拡大なんかもしております。

それと新産業創造事業では、皆さんがいろいろ商品のその商品づくりとか、いろいろラベルとかのパッケージについてのいろいろ応募がありました。それでそれに補助をしながら、3月にテストマーケティングといいますが、都内から関西の方にも、その予算の中で、皆さんが応募してくださったときにそういう所へ行って自分の商品のPRをしたいというような要望が多かったもので、それをその方たちとも町も一緒になって、販売促進に出掛けました。それで、その中でいろいろと販売するに当たって評価もいただいたりとか、また、多少大手さんなんかも来ていただいて、そこでまた契約もできそうなような話も、担当の方からは伺ってます。そうしたことで、少しでも販売、販促になるように努めています。

先ほど西村議員さんが言いましたように、まあ言うたら身近なことからというようなことで、そちらの方にも力を入れてやっております。ただその特産協の方については、目に見えてなかなか商品開発が進んでおりませんが、そこは何とか法人化目指して、法人化して、ある程度運転資金ができてというようなことで、人材もそこに確実な雇用を生んでいくというようなことにしていって、成果を挙げていきたいというふうに私は考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

私が本当は申し上げたいのは、ちょっと言い方変えますけれども。現在ですね、その黒潮町で一番進んでいる事業、これは地震津波対策です。今ね、なぜ一番なのか。それは将来起こり得る南海地震への津波高。この公表に行政側の皆さんが危機感を持ったからです。これと同様にですね、少子高齢化や人物産業の衰退に危機感を、私は同時に持つべきだと思うんです。3.11の津波、あの東日本大震災の以前はですね、雇用の場を創出すると。まあ高齢者の問題もありましたけれども、似たようにそれが最重要課題であったわけです。これが何年たっても、どうも危機感を私は感じてないがじゃないかな。

今、政権が変わって、アベノミクス効果ということで、株価とかですね円安にもなってるんですけども。ただまあ株価も上がることも、私から言わせれば投資家の損得勘定だけで株が上がっちゃうがじゃないかなと。その程度にしか考えてませんけれども。ただまあ、上がるということはいいことです。ただ、いろいろな施策があったとしても、私が心配してるのは、10年後、この町のこういった課題に対して、これがどうなっておるか。黒潮町のいろんな、例えばこの津波対策とか防災のこと。まあ今国からどっさり予算がついて、そのことが整備されたとしても、我々が持った課題というのは全然、何一つ解決されてないわけです。そういったことに対して本当に、産業推進室に私は期待を持っておるかですね。森下室長は本当に人柄もよくてですね、以前も申し上げました。また信用もあるし、本当に誠実な性格だと、私も思っております。ただ、その危機感を持つということにかんしてはですね、私は若干疑問符があるわけです。確かに、その自立に向けたその地域産業の振興というのは、本当に絶え間なく、小さいことでも継続することが必要なんですけども。そういった、私がなぜ人材育成を訴えているかといったら、そういった職員の姿勢ながですね。まあ確かに、地元産業を興すにも5年とか10年でそこそこの結果しか、ひょっとしたら出せんかもしれません。しかし1回取り組み始めたらですね、やっぱり10年程度はその流れの中にひとつ身を置いて、こうじっくり取り組んでいくと。そうじゃないと人も育たないだろうし、政策的な成果というのはあんまり期待ができないと思っております。

どうでしょう、室長。危機感を一つは私は持ってもらうためにも、出口地区の花弁（かき）団地の方々でさえ本当に後継者問題危機感持ってます。また、小売業に携わるお店の方もそうでしょうし。まあ、公共事業の方にかんしましては町長の方からも、ここ10年ぐらいは何とか公共事業は担保できたかなと、そういったことを言われたわけですから。

そういった情報収集というか、危機感を持つための自己啓発といいますかね。そういった行動を取られるかどうか。

答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

褒めてくれよるかと思うたら、急にどんと落とされまして。

常に危機感を持ってやっております。危機感を持ってやっております。その現場についてもですね、いろいろ見ながら、お話しきながら、実施いか対応をしていきたいというふうには考えております。実際に、いろいろ相談のお電話なんかもいただくときがあります。そのときにはその特産品とかそういうところに限らずですね、出向いては行って、いろいろお話を伺ってはおります。危機感には常に持ってやっておりますので。ただ、それがうまく歯車がかみ合っていないということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

ぜひ、その歯車を早うにかみ合わせてもらわんと。ね、本当にみんなが年も寄っていきようわけです。危機感を感じるというより、その身になって考えてみる。ちょっと休憩のときに話したんですけども。まあ、えいか。次にしましょう。何か、いじめゆうように取られると具合悪いのです。

その関連してですね、経済的にまたこの産業振興策っていう、自立促進計画の中によりますとですね、私が今この自立促進計画の中で一番、一番というよりも感心持っておるのは、この事業にかんして再三再四、その同僚の小松議員から要望も兼ねての質問をされておる、その観光振興事業についてお伺いしたいと思います。

経済的に即効性が、私はこの事業はあると。この前の町長の紹介でした松崎まことさんの話では、観光事業は大変お金掛かるぜという説明もあったわけですけどもね。ただ、小松議員が要望する事項にかんしては、そんなにはびっくりするほどの予算付けでなくても成り立つんだろうと思って質問するわけですけど。

ほかの、今、私が室長に申しあげました事業と、また町長に申しあげましたのは5年、10年、結果が出るにはかかるんでしょうけれども、このスポーツ合宿。3月17日の高知新聞朝刊に出てましたけれども、スポーツ合宿の誘致で、推進で、その交流人口の拡大を図ろう。町内に現存する野球場とか県の施設、そういった競技場に町が独自で施設整備を加えるだけで、その費用対効果が見込まれりやせんかなど。そういつて思っておったところへ向いて、3月17日の朝刊に、これは冬芝というがですが、冬の芝の導入。黒潮町サッカー場、県外利用者5倍に、とこう見出しがあったですね。前年度の冬季の250人の4.9倍、1,233人が利用されて、その町内の宿泊施設を合宿とか大会で約330人が利用されたと。経済効果といったことが紹介されておりました。砂浜美術館の山崎さんでしたかね。その13年度にもその誘致に力を入れたいと、コメントが出されておりました。

この芝の導入するだけでさえ、即座にその交流人口が見込めている。私、これの素晴らしいところはですね、私、佐賀地区のときの観光協会のお世話していたときに、よく議題になったんですけども。冬場の観光をどうするか。交流人口をどうするか。このことだったんです。これはですね、小松議員が一生懸命、雨天練習場とかですね、野球場の外野フェンスの補修、そういったことを一生懸命になって訴えてきようわけですけども。そのことが、よくこのサッカー場で効果が出たなど。そういった応援も含めてですね、その普段から、日ごろから、あんまりその目に見えないところで、球場の整備に彼は一生懸命汗をかいております。まあ小松議員というよりですね、私から見たら野球少年さながらの小松孝年君であるわけですけども。こういったことが整備されること、小松さんも喜ぶでしょうけれども、スポーツの素人の私でさえですね、こういったことには希望とか、夢、そういったことが広がってきます。これまで彼の質問に対して、あまり色よい返事をいただいたと記憶がないわけですけども。

こういったスポーツ合宿誘致に向けての産業振興策。このことに答弁をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

スポーツ誘致にかんすることですよね。

スポーツ誘致についてはですね、常に観光の担当、また砂浜美術館が主に行動はやってくれてます。その中でですね、私たちとしたらその着地型旅行の誘致、当町に滞在、宿泊してくれることを基本目標にして、誘致

を勧めております。

それで特にサッカーについては、先ほど新聞の記事のことを言ってくれましたが、冬場に来てくれる、それは宿泊業者の方も1月、2月にはなかなか宿泊客が少ない。そこにちょっと力を入れてほしいということもありました。それで以前にもお話といたしますか、予算も頂いたがですけど。そのプロ野球の選手のキャンプ、自主トレですよ。そういうことも計画をして、提案をさせていただきました。まあ、なかなかちょっと、野球選手の方の本人の都合でなかなか実現はできませんでしたが、まあ来てくれるまではなっていました。このサッカー場については、9月の議会で予算を100万頂きまして、入れて、どれだけ効果があるものかというようなことで、最初1コートやって、それで効果を今回見たわけですが。

西村さんがいろいろその新聞の記事の内容も言ってくれてたんですが、その中で砂浜美術館の担当者のことも言ってくれたんですが。一番言ってほしかったのは、この担当がですね、宿泊を伴う合宿利用者が予想以上に多く効果が上がったと。13年度も誘致に力を入れたいと。そこを言ってほしかったがですけど。肝心なところを私は飛ばしたよと思うたがですけど。まあ、そうやったことで誘致については取り組んでおります。

ちょっと球場のことが出ましたけど、球場の整備についてはちょっと担当は私違いますので、すいませんが。以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

球場の整備の方に今来ましたが、確かにですね、今のレベルにまで球場を整備していただいたのは、議員がご紹介いただいた同僚議員さんですね、ほんとに毎日のお骨折りがあるというふうに認識しております。

それで、これからの整備ということになりますと、だんだん事業の要望も挙がっておるには確かですが、まだまだですね、その状況がどの程度かを把握しなくてはなかなか大きな投資まではいかないというのが現状です。現球場内の話、それから新しい事業への着手という部分に分けてですね、後段の事業着手というものについてはですね、繰り返しですけども、もう少し時間がいただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

室長にご注意いただきましたので、本当にそうですね。宿泊等が経済的効果が大きいわけですし。今度質問するときはもう少し勉強してですね、取り組みたいと思います。

この産業推進のことについて、ちょっと逆戻りするかもしれませんが。これ町長にお聞きしたいんですがね。新産業の創造事業、協議会でね紹介していただいた事業なわけです。缶詰め等うんぬんということでしたけれども。まあ、そのへんにこだわらないんですけどもね。これは単年度事業なのか、それとも総体的に何年か計画なので、この過疎自立支援などは27年度まであるわけですけども。

ここまで続けるのですかね、そのへんの予算づけのことをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

全員協議会でもご説明させていただきましたように、本年度、全体計画と具体的なプロジェクトの2つを可能

な限り前倒しで詰めるというご説明をさせていただきました。本格的な設備投資の予算ということになりますとですね、若干、自分の任期もあと1年になってございまして、任期外のことにこのこと触れていいのかがちょっと判断つきかねるんですけども。できればですね、もちろんだなたが首長になられても、しっかりとした継続性が担保できる、そういった計画までこの1年で組み上げたいと思ってございます。

そういう前提の下で申し上げさせていただきますと、前協議会の後で、またさらに産業建設常任委員会の方でももう少し詳細のご説明をさせていただきました。全体像をどうとらえているかというお話でございまして、まず1つは、かちっと市場で通用するモデルを作る。これはもう繰り返し申し上げてきたところでございまして、1年前に特産協の検証から入ってなお、この施策について効果性が高いモデルとは一体いかなるものなのか。こういった検証から入ったわけですけれども。つまり、うちの町ではこれができるあれができるではなくてですね、市場で通用するとはこういうことですよというところから入りました。つまり、継続性が担保されるモデルとは何だろうかという視点からまず入らせていただきました。これはどういうことかと申しますと、この職いただきまして、都会でご商売を営まれる経営者の皆さんと多数触れ合うことがございます。田舎でご商売をされるご苦労とまた違ったご苦労をされてございます。つまり、本当に不眠不休で頑張っておられる。他方、田舎の方はですね、やっぱり経済の規模がだんだんだんだんパイが縮小してくると。そういったところで非常にご苦労されている。かなり、同じご商売を営まれていても課題が違っているように思います。しかしながら、私どもはこれから地域経済を回していくにはどうしても外貨が足りないという認識ですので、勝負するところは外だと思ってございまして、どうしても外部の経営者の方のご指導を賜らなければならないと、そのように思ってございまして1年協議を詰めてきたところでございます。

で、今年度1年をかけましてプランニングがしっかりと確定できましたら、当然、設備投資が必要になってまいります。これはまだ実際に、本当に設備投資のお金として大規模な予算が計上できるとしてもですね、少なくともやっぱり27年度、このぐらいまではかかると思ってございます。そこまでは相当詰めなければならぬものがたくさんございまして、その協議を本当に1年半ぐらいで詰めれるのかどうなのか、非常にタイトなスケジュールを組ませていただいております。

それからもう1つ、タイトなスケジュールにさせていただいた理由もでございます。

2点ございまして、1点は先ほど室長が答弁申し上げましたけれども、先月末から今月頭にかけて東京で少し、かなり小規模ですけれども、フェアをやらさせていただきました。黒潮町の認知度が非常に高いという評価でございまして。これは言うまでもなく、あの3月31日の新想定公表、それからまたこの1年間取り組んできた防災対策のさまざまな数次にわたる情報発信、こういったものが寄与しているものと思っております。しかしながら、その情報の賞味期限と申しますか、2年も3年もこの状態が続くとも到底思えません。そう考えますと、この情報発信能力が高いうちにプランニングをしていく必要がある。少しでも、一歩でも早くビジネスに踏み込む必要があるというのがまず第1点でございます。

それから第2点は、これ行政の都合でございましてけれども。今回の景気対策が功を奏して来年度の4月、6月期のGDPが確保できおれば、当然、秋口には消費増税ということになろうかと思っております。それまではまず間違いなく、切れ間のない景気対策が打たれると思ってございまして。それからまた、もし増税ということになりますと、今度は増税による景気の冷え込み、これに対応する景気対策が出てこようかと思っております。つまり、大型の補助金を取りに行こうとすると、タイミング的には、このタイミングで取っておかないと後々厳しくなることが予想されますので、松崎さんからもありましたように、2年のスケジュールを1年に圧縮してやってくださいというのは、この2点の理由からでございます。

そういったことから、今次の過疎計画、今年の9月議会に出さしていただくのか軽微でいくのか、ちょっと

今のところ確定しておりませんが、今次の過疎計画に大型の予算が乗るかどうかというのは、まだ今後の協議いかんでということになってこようかと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

このことはまた新しい事業ですので、またこれから期待を込めてですね、質問させてもらうことになるだろうと思います。

ではですね、時間もありますので、2点目の雇用促進対策について質問致します。

町の雇用対策でも働く期間が決まった有期労働者っていうことが非常に多くてですね、この不安定な雇用となっているのが実態なわけですが。

通告書にも書きましたように、現在黒潮町の失業者数、まあ失業率でも構いませんけれども、その実態をお聞きしたいことと。それから24年度補正予算のですね、4号補正でしたけれども。4号でしたかねこれ。5号でしたか。総務の地域の元気臨時交付金、7,620万ですかね、を生かしたこれからの対策と。これに限らずですね、もし4号補正であったその黒潮町へのその国交出金、大体約7億円ぐらいだと思うんです。これ土木も含めてですけどもね。農林の競争力強化、生産総合対策補助金、これは3,600万ぐらいですかね。それから土木の活力創出基盤整備交付金、3億3,000万ぐらい。都市防災と、2億1,400万ぐらい。また補正5号でも、土木の活力創出基盤整備交付金とつけられております。

これらすべてをですね、事業化したときに、黒潮町民の人的費としてこれぐらいは見込めるがじゃないかなと、そういった金額がもしお分かりになったら、そのことをお聞きしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

西村議員の雇用促進対策につきまして、お答えをさせていただきます。

雇用対策につきましては、本当に喫緊の課題であるというふうに認識をしておるところでございます。そういった中でまず、ご質問にありました失業者数および失業率の問題でございますけれども。現在ですね、黒潮町には独自の失業者数、失業率の資料がございませんので、5年に1回行われます国勢調査の資料に基づきまして、失業率、失業者数をですね説明をさせていただきます。

平成12年、これは、このときにはまだ大方、佐賀に別れておりましたけれども、併せて申し上げますと、この12年の調査ではですね、失業者数が352人、失業率が4.9パーセント。平成17年度では、失業者数が538人、失業率が7.7パーセント。平成22年度では、失業者数が503人、失業率が8.4パーセントと。調査ごとにですね失業率は増加をしております、大変厳しい雇用情勢が伺えるものとなっております。ちなみにですね、平成22年度の県下の失業率は7.7パーセント、幡多郡では9.3パーセントということで、県下よりかは上回っておりますけれども、幡多郡下では若干低い数値となっております。

そこでご質問のですね、国の平成24年度の補正予算で地域の元気臨時交付金を生かした今後の対応でございますけれども。この制度は国の補正予算等により追加される公共投資の地方負担分が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、迅速かつ円滑な実施を図るため、特例の措置と致しまして、平成24年度補正予算を1兆3,980億円を計上し創設されたものでございます。まだ国からですね正式な要綱等は示されておませんが、内容は地方公共団体が追加公共事業、いわゆる起債事業でございますけれども、これを行った場合に地方負担、すなわち事業費から補助金を差し引いた起債対象額と一般財源分の合計額の約8割としておりますが、財政威力の

弱い本町はですね、約9割交付されるというふうに見込んでおります。

このことを受けて、先ほど西村議員からもありましたけれども、4号補正でですね、南海地震対策を中心に大きな補正を組んだところでございます。この交付金はですね、追加公共事業で、先ほど言いましたけれども、起債借入対象事業を行った場合に交付するというようになっておりまして、町がですね直接雇用するような事業は対象となっております。しかし、今回議決いただきました一般会計4号補正のように事業を前倒しして行うことにより、受注者がですね雇用を創出していけるというふうになると考えております。

地域の元気交付金はですね、今のところ24年度7,620万円。それから25年度で2億円を受け入れることとしておりまして、そのうち1億2,710万円をですね積み立てて、26年度までに活用することとしております。この交付金はですね、建設事業債が打てる事業と用途が限定されておりまして、ソフト事業には使用できません。しかし財政的にはですね大きな支援となり、このことがしいはソフト事業含めて、さまざまなですね施策に生かすことができると考えております。なお、この正式の交付金はまだ、先ほど言いましたように、国の要綱等が定まっておりますので決定しておりません。従いまして決定後、まだ順次補正予算等で対応させていただきたいというふうにご検討しております。

従いまして現時点ではですね、特に目に見えたですね施策にはなっておりませんが、今後さまざまな形でですね生かしていけるというふうにご検討しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

その生かしていけるというところに、私あんまり交付金とか補助金、これはまあ、ひも付きであるとかそうでないとかいうことは分かるがですけども。このへんがちょっと勉強不足なんですけれども。その雇用対策費として別途に構えることはもし、いろいろな、これだけじゃのうても予算があるとしたときに、やっぱり継続して仕事に就かれるということが今の若者の夢、希望だろうと思うわけです。

そこで雇用対策費としてですね、その奨学資金制度のような臨時雇用をするとともに、その若い人に専門性の高い資格習得への道なんかをですね作る制度できないかなと、そういったことを私自身はそういったことが仕事につながらんかなと思うところなんですけれども。

そういったことに使える制度なんかはあるものではないかな。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

この制度につきましては先ほど少し触れましたけれども、基本的にですね、この交付金は建設事業債に限定されております。従いましてですね、その直接の雇用対策等にはですねなりませんけれども、このいわゆる通常町が行ってます事業の建設事業あたりにですね、その分を充当できますので、それだけですねほかの部分で一般財源が余裕が出てくるというところですね、今言われたようなさまざまな取り組みがですね、可能であろうというふうにご検討しております。

ただしですね、非常に現在のところ大型事業を次々とやっておりますし、なおかつ今後もですね、縷々（る）質問等もありましたけれども、災害対策にですね緊急なことが求められておりますので、なかなかですね、ぱっと効果が表れるようなところにまではなかなか難しいかと思っておりますけれども、なおそのへんはですね、一生懸命勉強させていただいてですね、可能な限りそういう方へも回せたらいいかなというふうにご検討しております。

ころでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

必ず私、若い人から言われるのは、おんちゃん、働く場のことらあどうなっちょうぜということが非常に關心事ですね、本当に結婚できない若い人、そういったこと等も含めてですね、私自身の本当に一つの憂うつな、一つの問題点であるわけですけれども。

それで雇用対策についてはですね、今後また副町長にもいろいろアイデア出していただいて、私が申し上げましたそういった資格取得への道も開いてほしいと思います。

それで、3 点目の行政運営についてお聞きをしたいと思います。

これは通告書にも書きましたけれども、自民党政権に変わり、その総務省は平成 25 年度に地方公務員の給与に対して、国家公務員と同じ 7.8 パーセントの削減を求める見返りとして、各自治体の人件費削減の実績に応じて、防災や地域活性化の対策に使える資金を新たに分配すると。こういった記事が載っておったわけですけれども。

東日本大震災が起きたのは、ちょうど 2 年前、この時期でした。3 月議会の最中でしたし、議会終了後直ちに、佐賀のカツオ船団と非常に関係の深い気仙沼に向けて、町長が救援物資とともにですね駆けつける。またその後は、応援の職員の派遣など、そのときの情報収集が今の黒潮町防災対策の礎になっておると言うてもいいと思うんですが。

そもそもこの国家公務員の 7.8 パーセント削減というのは、東北地方への復興財源の一部として補てんするものでして、この政府の方針というのは被災地に 2 年前に思いをはせたその町長の行動と、その防災に懸ける意気込みと、私は本当に合致するものだと思っております。その地方分権のことが言われて久しくてですね、その行政改革が進んだ自治体においては、これ以上に削減せえと言われても、そういった異論もあるようすけれども。

このことが町財政に、黒潮町にですね及ぼす影響。また、その 7.8 パーセント削減への対応をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

西村議員の行政運営につきましてご答弁させていただきます。

このことにつきましては、先日、明神議員さんより質問がありまして、答弁致しましたので若干重複する部分もございますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

国は平成 25 年 7 月からですね、議員が今言われましたように、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提と致しまして地方公務員給与を削減し、防災、減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠として設定されました。

内容は、普通交付税においてですね、職員給与分が 8,504 億円を削減致しまして、全国防災事業費に 973 億円。それから緊急防災・減災事業に 4,550 億円を、また、地域の元気づくり事業に 3,000 億円の財源措置を取っております。国の説明では、人件費の削減努力分は普通交付税の基準財政需用額に地域の元気づくり事業費分を追加し、増額するとなっております。これに基づきまして、本町の普通交付税の試算をしてみますと、給与削減額が約 5,000 万円、増額分が 2,000 万円となる見込みでございます。このことにより普通交付税は一般

財源となっており、事業に限定はありませんので、普通交付税の総額がこの関係で3,000万円の減額が見込まれることになっておりまして、前年比ではおよそ0.8パーセントの減額となります。

少し例えて言いますと、3,000万円といえますとですね、過疎債や70パーセントの国の補助事業等を使えば単純に1億円の事業ができるということになり、自主財源が少ない本町にとってはですね大変大きな額となっております、歳入の確保に大変苦勞を致したところでございます。

本町はこの緊急課題への対応と致しまして、田ノ口小学校校舎の耐震補強事業に全国防災事業債6,100万円の活用と、避難道などの整備に緊急防災・減災事業債6億8,200万円の活用を考えており、最大限有効に活用することと致しております。

一方、この交付税削減に伴う職員等の人件費の問題でございますけれども、現時点ではですね削減するとかどうかいうことは決めておりません。今後、県や他の市町村の動向に注視しながら慎重な対応をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

削減にかんしては他の市町村の動向を見てと。これは職員の給与カットということだけに注目すれば、非常に職員の方に無理を言うわけですがけれども。ただ、7.8のカットがですね、国家公務員の分についても、恐らく地方公務員の分についてもですね、復興財源の一部に充てられるとしたら、私は町長のそういった思いというものをぜひ酌んでもらって、6月議会あたりにはそういったことを出してほしいと思うわけです。何も人の給料が下がればいいと私は申し上げているわけではないんですけれども。

ただ給与体系をこのことで調べてみますとですね、ラスパイレス指数でも今は105ぐらいじゃないかなと思うんです。また県下中で、県下の市をのけた町村の中では、今給与体系はナンバー1と。そういったところに位置していると思うんですけれども。

ただ、いろいろな数値を見ておったら、大体真ん中ぐらいですかね、黒潮町の財源。いろいろなもの含めて平均値だと思うんです。そういったことを含めたら、私はそのことが平均値になったとしても、そんなには影響がないんじゃないかなと、そういった思いがしておるわけです。まあ、このことはそんなに問い詰めてですね、すぐに返事もらえることではないでしょうけれども。

今一度、副町長ですね、ひょっとしたらあるかもしれませんので、答弁をいただきたいと思います。もう一度、その7.8の削減のことをお聞きします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、現時点ではですね、なかなか削減ということまでは考えておりませんけれども。このできた背景を考えますとですね、そこらへんも十分考えていかないかなのではないかなというふうに考えておりますけれども。先ほど言いましたように、今後他の動向うんぬんじゃないかもしれませんが、そういったもんも注視させていただきながらですね、慎重な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

ぜひそういったことも、一見後ろ向きに見えて、町長の意を酌んで、また、町長の行動等含めて取り組まれているなあと。そういったことをやっぱり町民みんなが見ているようで、見ておりますので、ぜひそういった施策も取り組んでほしいと思います。

次、6月議会ですけれども、そのことに期待申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

この際、4時まで休憩します。

休 憩 15時 48分

再 開 16時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小松孝年君。

1 番（小松孝年君）

それでは、今議会最後の質問になります。本来ならですね、明日、あさってまで一般質問の予定がありましたけれども、議事の都合上、議長と、まあ自分も議運の委員長ですので、責任取って今日やらさせていただきます。

早速ですが今回2問、防災関連ということと、それから観光産業、経済活性化についてということを出しております。先ほど、西村議員からかなり褒められたけん、もうそろそろ取り下げてやめれというふうにたいちゃさつき言われましたけど、休憩中に。一応やらさせていただきます。

まず1問目のカッコ1、非常用貯水層を設置してはどうかということですが。

非常用貯水槽というのがどういうものかちょっと、まあ課長なんかよく知っていると思いますけども、知らない人もおるかもしれませんので簡単に説明しますとですね、通常、水道本管を走っています。その中に水が流れております。その途中にですね貯水槽、言うたら水道管を途中で膨らましたような形の貯水槽系の貯水槽があります。ほんでそれはですね、もし地震、まあ震災なんかがあったときにですね、消火用とか、それから飲料水、一番飲料水なんかに使われます。使うことができるというふうな構造になっております。

それからその規模ですがね、大体40立方、60立方、100立方、そういった規模があります。その規模でいくとですね、総務省の消防庁の消防防災施設整備補助金制度というのの対象になるようになっております。そのほかにですね、ちょっと小規模で集会所とか宅地内につけるような0.33、330リットルですね。そういった小規模なものもあるみたいです。

非常時に飲料水の確保ということで今回の答弁の中にもありましたけれども、大体町で見てるのが3日間。1日一人当たり3リットル言うたですかね、そういった計算をされているみたいですがけれども。先ほど言いましたこのタンクの容量ですね、40立方、100立方、60立方。まあそういう種類があるがと、それから330リットル、0.33立方ですね。単純にこの立方数で何人が賄えるかということですね、これに100掛けてくれたら大体分かると思います。40立方やったら4,000人が3日間で、60立方やったらと、そういうふうに計算したら分かりますんで。ちょっと、計算ができませんでした。すいません。また小さな、その0.33だったら、100をかけたら33ですかね、そういった計算になります。

現在ですねこの近辺ではですね、高知市の方で約26カ所ぐらいつける予定になっていますし、今現在何個か

つけているみたいです。高知市の場合は、大体平均が60立方、6,000人分のやつになっております。それが25基ぐらい。1つ300立方と、でっかいやつも1つ据えているのかな、もう。そういうふうな状況です。

黒潮町の場合ですね、人数的には、本来なら1万2,000人やったら、60立方いうたら2つあったら足りるわけですけども、なかなか予算的にも苦しいかもしれません。それと、そのつける位置なんかですね。それなんかも考えていったらいいんじゃないかと思いますが、あんまり先に話すと答弁がなくなるといいますんで。

そういう非常用貯水槽を設置してはどうかというのが1問目です。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは小松議員の防災関連のカッコ1、非常用貯水槽を設置してはどうかという質問にお答えします。今議会の中で一番短い質問でしたので、簡単明瞭に私の方もお答えします。

私の原稿を読まれたのではないかと思うくらい注釈を付けていただいて感謝してございます。非常用貯水槽ということで、私の方も耐震性貯水槽ということでご対応するというお許しを願おうと思っていたところ、議員の方からおしゃってくださったので大変助かりました。

さて、先の東日本大震災のいろいろ記事を読んでみまして、水道の関係業界誌もいろいろ出されてございます。その中を見ましても、やはりこの耐震性貯水槽というものの働きが出てございます。震災による水道ライフラインの被害は、地域の住民の方々の生活に甚大な影響をもたらします。そのため、震災発生直後の飲料水の確保、それから断水復旧までの生活用水の確保、被災者にとっては大変、極めて重要なことでございます。このような事態に備えて、被災者にとって必要な水を確保するための防災施設であるというふうな認識をしていることでございます。先ほど小松議員もおっしゃられたように、黒潮町の人口規模からしますと2個あれば十分な施設でございます。しかしながら、人口が1カ所に集中していればそれで事足りる要件ですけども、あの東北の被災された現場を見ても、随所に置かなければ、その効果も発揮できないのかなあとも思っております。その一方で、安い買い物でもないもんで、黒潮町においても次の南海トラフを震源とする巨大地震に備えて、例えば防災広場、あるいは仮設住宅を建設するような場所に、その規模に応じて設置を検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

設置を検討していくというふうな答弁いただきました。そうすると、なかなか後の質問がしにくくなるわけですけども。

まあそうですね、ぜひそういった場所なんかへ設置していただいてですね、今使っているタンク、今水道の方ですね、緊急遮断弁1カ所つけております。緊急遮断弁も、あれ3,000万ぐらい掛かるわけですよ。このタンクも1基据えるのに5,000ぐらいやったかな。まあ、いろんな種類があるわけですけどね。その緊急遮断弁付きタンクとか、緊急遮断弁がないタンクとかありますけど。それによって全然規模的にも、予算規模でさかね、そっちの方も変わってくると思います。それと、実際今までは上に今使っている水道のタンク、その貯水施設ですよ。そこを利用する予定でもあったと思いますけれども、まあそれなんか、そこへ水をくみに行くいうても、今日も何か答弁にもありましたけど山の上です、全部が。山の崩れる可能性もありますし。となると、あこへいくら水があってもですね、緊急遮断弁で止めて取りに行けなかったら意味がないと。ですか

ら、もう設置する場所はですね、やはり住宅。まあ、今答弁されたとおり、その住宅街があるところ。人が多くおるとこ。それから、あと水をそこからくんで運ぶ要素がある所となってくるとですね、1カ所は必ず、すぐ分かると思いますけど、新庁舎を建設する辺りにちょっと大きめのをつけて。あと、規模の小さいものを佐賀の人口割りでですね、なかなか道が寸断して行けないとこなんかには飛び飛びにつけることというのは有効やないかと、そういうふうに思います。

また、緊急遮断弁をまた付けるような予定があるというふうに聞きましたけど、そのへんはこのタンク、今提案しましたですね、非常用のタンクと緊急遮断弁の、どう言いますかね、付ける方向性というか。それはちょっと、今すぐに答えられるかどうか分かりませんが、そのへんはちょっと考えていったらいいんじゃないかと思いますが。

いかがですかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

この東日本の震災以降、特に耐震性貯水槽のことにずっと関心を持ってございまして、これまでいろいろ営業活動を受けるメーカー等にも問い合わせていたところ、最近は緊急遮断弁を要しない耐震性貯水槽が開発されてございます。比較的コンパクトなものでございますけれども、そこはやはり売り手、買い手のことで、安い買い物でもありません。ボリューム、容量が少なければ安いかというと、どうもそうではなくて、コストでは若干高くなるようなこともございます。そういったこともございます。

また、それを利用される方々、そして、現在配置している貯水槽で遮断弁を付けることによってどれだけの効果があるのかといったことも含めまして、耐震性貯水槽をつけた方がより利用率が高ければ、遮断弁を付けなくてもいいのかなといったことも含めて今後考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

とは申しまして、現在、自分たちが導入を考えている補助事業が平成28年度までとなつてございます。それ以降まだ伸びるといったことが現在のことまだ分からないもので、8年度までには結論を出していきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

できるだけ28年度以降、どうしても庁舎を造るとなると28年過ぎてからになるというふうな可能性があるので、そのへんの先を見て、またいろいろと検討をしていただきだし、またその技術的な面もですね、ここはしっかり検討しちよった方がいいんじゃないかと。

まあ自分も水道関係は専門でして、例えば緊急遮断弁はタンクの所にはなくても構わないとは思いますが、どうしてもその津波関係がありますので、ちょっと高台の方にやっぱり設置します。そうなることですね、水というのは真空状態の中ではですねサイフォン現象を起こして引っ張って、水がないなるという可能性もありますよね。ですから緊急遮断弁じゃなくってですね、これはええかが分かりませんが、逆止弁とか引かれる方に、そういった構造にできるようであればですね、じっくり考えてですねやってほしいと思います。そのへんは、これ提案ですのでそんな答弁はないと思いますけれども。

次に移りたいと思います。

いつも私、この防災については提案型でやっております。さっき、2人前の質問、0さんが災害の前のことに

質問したことも言っていましたので、ちょっと自分もそのへん、ちょっと言わせてもらいますとですね、自分もこの議員になったとき、一番最初ですね。最初の6月、平成19年の6月のから震災、防災については質問を挙げてきました。で、毎年1回はやっていったような状況で。その中でですね、6月、次ですかね。そのなった1年生のときの12月議会で1つ言ったことがですね、津波対策ということで、どうしても逃げ遅れた方々のために高台を、盛り土方式ですよね。そういうのを造ったらどうかという質問のときにはあっさり切られました。まあ、難しいとこを今言いましたけど、今はその状況が変わってきておるんじゃないかと思います。

そういったことを踏まえてですね、2問目のところからですね。

ふるさと総合センターももうだいぶ老朽しています。で、利用者もまあ少ないというかですね、たまにイベントなんかやってますけれども、なかなか利用されていない。この際ですね、防災を兼ねた施設に建て直しをしてもらおうように県の方に提案できないかと。これは町の施設やないですので、どうしても県の方に提案していかなあいかんと思います。県と町が一緒になってですね、そういう防災施設を造ったらいいんじゃないかと。

それでですね、具体的な施設の内容ということでここに挙げておりますけれども、3階建てにしたらどうかという提案ですね。3階はそのいろんなことに使える多目的ホール。1番の目的はですね、避難所を兼ねたというのが一番の目的です。まあ避難タワーもいいですけども、どうしても真冬とかですね、あんな夜起きたときなんかには寒くて、なかなか上に上がっておれんというのが今までの質問にも結構ありました。それから、日ごろいつも上がってないところに、いざそういうときにみんなが上がって、津波が来るまで待てるかという、そういうことも疑問に思うわけです。今さらそんなこというても変えれんぞ言われたらおしまいですけども。まあ、多目的ホールなんかでしたら屋根もありますし、寒いときでも多分そこに避難してですね、そこで暖を取りながら近所の方々と談笑しながら待っておれると。そういう状況になるんじゃないかと思います。

2階の方はですね、ここに書いてるのは、2階は防災意識を高めるための展示場やグッズ売り場。まあこれはですね、必要かどうかというのがありますけれども、やっぱりこの黒潮町にですね防災意識向上を図るためのそういう施設はありません。そういった町民に日ごろ来ていただいて、防災の知識とかですね防災意識を高める施設のようなものをそこに置いたらですね、そこは日ごろも利用されると。まあグッズなんかも売ればですね、どこで買うたらええがやろうとかかいうこともないですし、そういうのを造ったらどうかと。

で、1階に人工芝を敷き詰めたスポーツゾーンといった内容のものでですね。おまえはこれが一番言いたかったがやないかというふうに思われるかもしれませんが、まあ多目的に使えるということでですね。人工芝を敷けばですね、土じゃないですよ。人工芝。そしたらそこで、まあ今まで使っていたイベントとか、それから、舞台はちょっと難しいかもしれませんが、そういった広いホールの中でイベントができると、そういうふうに思います。

そうしたらですね、何でもこへ造ったらええかという理由がですね、その以下に書いておりますけれども、海岸近くに住む方々とかですね観光者、それからサーファーの方々とか、そういう人たちの安心、安全を確保できるんじゃないかと。何でもその海岸近くのいる方々ということになりますけれども、避難道を一生懸命造っています。実際、避難道を一生懸命造って、それまで逃げれたらいいんですけども、災害が起きたときにですねいろんな場面が想定されるわけですよ。まあ家屋の倒壊、当然のことです。ほんで、もうせっかく造ってくれた避難道を目掛けて山側へ逃げろうとしてもですね、恐らくこの地域はその津波の到達予測時間なんかも出てましたけれども、必ずこっちの内側といいますかね、現国道沿いに上がってきます。となると、その道路が寸断された場合ですね、向こうに逃げれなくなる可能性があります。それを無理して逃げよったら、次の波が来てやられると。

それやなしに、例えば逃げ遅れた方々のためにですね、逆になるわけですけども最初から海に逃げるがや

なしに、逃げ遅れたからこっちへもう1回逃げろうかと。そういう第2、第3の避難手段にもなるんじゃないかと思いますので。

そういったところで2番目、これも提案ですけれどもいかがですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、小松議員の1、防災関連の事項で、カッコ2のふるさと総合センターの防災を兼ねた施設に建て直しをしてもらうよう県に提案できないかというご質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園大方地区にあるふるさと総合センターにつきましては、県により昭和58年、1983年ですが、に建築されている県管理施設です。30年あまり経過しています。そのふるさと総合センターを防災を兼ねた施設に建て直しをしてもらうよう県に提案できないかというご質問ですが、土佐西南大規模公園に関する要望活動については、基本的に四万十市と黒潮町で組織している土佐西南大規模公園建設促進同盟会で実施しているところです。24年度についても、同同盟会会長の四万十市長、副会長の大西町長も参加して県への要望活動を実施して、総合的な防災機能の向上を図っていただくよう要望を行ってきたところです。

県としては、ふるさと総合センターについては今の段階では修繕しながら利用して、建て替えについては考えていないとのことです。しかし、その防災、津波対策については町と協議しながら取り組んでいくとの見解です。それらを踏まえ町としては、ふるさと総合センターの防災機能の整備も含めて黒潮町津波防災計画と整合性を取りながら、公園の総合的な防災施設整備について町情報防災課とも協議しながら、土佐西南大規模公園建設促進同盟会による一層の要望をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

答弁いただきましたけれども、ちょっと今の答弁の内容でちょっとよく自分がどういうふうにとらえてええか分からないんですけれども。

こういった施設にはもう、県の方は建て替える予定はないと。要望はしていくというのがどういうふうな要望をしていくか分かりませんが。

こういう施設を、そういう施設に建て直すことの要望をしていくがじゃわけですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

再質問にお答えします。

ふるさと総合センターについては、先にお答え致しましたように、県にも相談してそういうお答えをいただいております。それでも県としては、その防災津波対策については、町と協議しながら取り組んでいくというご返事がありました。ですので町としては、必要な所は常に要望して挙げていく。

ふるさと総合センターについても、総合的なまず防災対策の計画を入野周辺大規模公園で立てていかなくてもはけなせんので、その中で要望をしていくというふうを考えております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番 (小松孝年君)

ちょっと頭の回転が悪いもんでよく分からなかったですけど。まあ、ぜひですね今日の提案みたいなこともですね協議の中に入れていただきたいと思います。

それから、もしこれ駄目でしたら、今、産業推進室が答えてくれましたけれども、防災課長。今度ですね、あかつき館の横に避難タワーを造る言いよりましたよね。今度そこへ造る予定のものがこういうふうな形、まあ、あこでしたらその水深からいうと、どっちもそうですけど2階建てでもかまんかもしれませんけれど。ひょっとそういう、もう今さら変更はできんかもしれませんけど。

そういう形に変えるとか、そういうことはできませんかね。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、小松議員のご質問にお答えしたいと思いますけれど。

まずご質問の趣旨というのは、あかつき館の所に建てる避難タワーの計画変更に関することが可能かどうかというご質問だと思いますけれど。それはもう既に地質調査とか事業に着手してますので、現段階でのその事業を変更する予定はありません。

議長 (山本久夫君)

小松君。

1 番 (小松孝年君)

まあ、なかなか仕方ないということもありますけれども。どうしてもその防災、避難場所についてはですね、まあ今も検討してはいただいておりますけれども、日ごろ気安くというかですね、避難できる態勢をやっぱり意識付けるためにはですね、何にもない所よりかは、日ごろ行き慣れた所というふうな形のものを頭に入れながら造っていただきたいと思います。

それでは、次の3番目です。

これはですね錦野老人憩の家を避難収容。ちょっとこれ、言葉が妙に悪いかもしれませんね。変な形に取られるかもしれませんので、まあ避難収容施設、またはですね避難施設ですね。まあ、1次避難、2次避難とかありますけれども、1回避難してから避難者をそこで寝泊りできる場所ですよ、そういう意味でとらえてください。これはですね、どうしても高台。今、錦野の、まあいつも自分ら集会所へ行ってますけども、そっこのことを言って、おまえ錦野だから我田引水かとかいうふうに思われるかもしれませんけれど、これは錦野のためじゃなくてですね、この錦野へ逃げてくる人たちのためにそういう施設の位置付けをしてはどうかと。これは今から高台に移転する集会所なんかも一緒です。

そうなったときにですね、その今集会所で使ってる所の改修、そういったこともやっていかないかと思っておりますけれども。

3番目の質問、避難収容施設にしてはどうかというのをお答えをお願いします。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では小松議員の、防災関連の3番目のご質問、錦野老人憩の家を避難者の行ける場所にというふうなご質問でございますけれど。

錦野老人憩の家は、現在もですね町内に111カ所ある風水害時の1次避難所に指定しております。従いまし

て、風水害で避難される方の避難場所として活用は現在の防災計画で実施しておりまして、施設の面積は131.22平方キロメートルで、39名の方がご利用できるような施設になっております。

今後、この施設につきまして津波、防災の施設にするか。そのへんのことにつきましては、今後、地域防災計画の見直しの中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

そしたらまたそういった形ですね、見直ししていただきたいと思います。

続きまして、質問事項の2ですね。観光産業と経済活性化についてという所に移ります。

これ先ほどですね、西村議員がたっぷり自分の言う分を質問していただきましたので、なかなかこちらも答弁が重なるところがありますので、まあそのへんと違ったような形で簡単にやっていきたいと思っております。

まず、自分が1問目に出しているのはですね、黒潮町において観光産業はどういった位置付けになっているかというところでお聞きします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、小松議員の観光産業と経済活性化についての、黒潮町において観光産業はどういった位置付けになっているのかのご質問にお答え致します。

第1次黒潮町総合振興計画の基本構想の施策の大綱として、活力ある産業と交流のまちづくり。産業の振興ですが、うたわれております。それらに基づき、その基本計画として重点的に実施する施策を明示し、分野別施策の体系の中に観光の振興が位置付けられています。

主要施策としては、カツオ文化による観光振興、砂浜美術館による観光振興、3点目に名勝入野松原の保存、育成、4点目に土佐西南大規模公園整備活用の推進、5番目にグリーン・アンド・ブルーツーリズムによる観光振興などで、これらの業務を遂行することにより、観光振興の目的である地域の潤い、まあ外貨獲得に当たるわけですが。に経済波及するように推進しており、地域の活性化をけん引する重要な役割を担っていると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

一生懸命答弁書を作っていただきまして。なかなか読まれるとなかなか分かりにくいんですけど、最後に重要な役割を持っていると。しっかりとそういう話をいただきました。

ほんとに観光産業いうのもですね、これはどうやって、今この質問のようにですね経済活性化、それにつなげていくかというのが問題なわけです。重要なというのは分かっていますけども。

そこでですね、これ岐阜県の方で研究していることが内容の中にありますけれども。自分すごい感銘したのがですね、観光産業とは究極の地場産業であると、そういうふうなのが載っておりました。この中でですね、観光において勝ち残るといのはどういうことかというですね、勝ち残るためには価値を残すことが大事だと。そのためにはですね、やっぱりリピーターを残すとか、そういうことが大事だというふうに感じています。

そういった方向を向けてですね、やはり観光産業の位置付けが重要な役割でしたら、ぜひともねそっちの方に向かっていくべきやないかというふうに思いますが。

ちょっとここで1つ質問をしますが、この町で観光産業で基盤とするものは何かという質問をしたいと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

基盤ということですが。特別、観光名所、神社仏閣があるわけではありませんが、まあ砂浜美術館構想の砂浜ですよ、を活用していく。あるいはですね、どこにもあるものでも、今、観光と言いますか都会の方から来てくれます。それで取り組んでいるのが体験旅行。いろんな体験をしていただきたいというようなことで、いろんな農業体験、漁業体験、そういったことを主体に取り組んでいます。

また、観光じゃないですけど、先ほども出ましたスポーツ誘致で積極的に来ていただいてながですが。妙に後の2、3に全部続くような内容で答えるようなことになりますので、まあこのへんで。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

そうですね、だんだんつながってはいくわけですがけれども。今みたいな答えをいただくとですね、2番にすぐに移れると。

2番ですね、2番の問題ですね。

黒潮町では、観光誘致イベントやスポーツ合宿、修学旅行、それから企業研修、歩き遍路、それから、今から出る公共工事による長期滞在型など、いろいろと取り組めばいっぱい呼び込むことができると思いますがけれども。それについてですね、そういった、どういうふうにやっていくかと。ここに書いてます、営業戦略と書いてますけども、町としてですねどういうふうな方向に進めていく。で、この黒潮町ですねそういった経済の活性化にどういうふうにつなげていくか。そういった明確なものがあればというか、ないといかんわけですがけれども。

お答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、黒潮町では、観光客誘致イベントやスポーツ合宿、修学旅行、企業研修、歩き遍路、公共事業による長期滞在者など多くの取り込みの可能性があるが、営業戦略は明確なものがあるかというご質問ですが。

営業戦略、観光の推進戦略になろうかと思いますが、としては具体的な推進計画は策定していませんが、先ほどの第1次黒潮町総合振興計画の観光振興主要施策を基本に取り組んでいるところです。

取り組みとしては、先ほども西村議員のときもお答えしましたが着地型旅行の誘致。すなわち当町に滞在、宿泊してくれることを基本目標にして、誘致の増加を図ることとしております。まあ、これは外貨獲得をするためです。土佐西南大規模公園を活用した各種スポーツ大会の開催やスポーツ合宿誘致、民泊や体験施設を利用した教育旅行誘致などの活動を砂浜美術館や幡多広域観光と年間の計画を立てながら実施している状況です。

また、その企業研修や歩き遍路、公共工事の長期滞在者の誘致活動については、現在取り組みはない状況です。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今、取り組みはないと言いました。

こういうことで一番大事ながはですね、さっきちょっと町長の方からも答弁あったと思いますけれども、やはり情報発信。そういうのがこういう観光産業には一番重要性もあります。それから、そういうことをやるためにですね、やはり今の産業推進室の人員だけでは難しいんじゃないかというふうに思います。この町内ですねスポーツイベントとか、そういった観光誘致のイベントなんかは結構いろいろあります。ほんと教育委員会、生涯学習が持っているものとか、はだしマラソンとかですね、シーサイドギャラリー、漂流物展、それから、いごっそうアクアスロン。それから戻りガツオとかいろいろ、ウォーキング大会。これは健康福祉課の方かね。そっちの方、いろんな課が受け持ってやっていますけれども。すべてですね、これは観光の方につながってくるんじゃないかというふうに思います。これなかなか、その今の人員でやりこなすのは大変やと思います。おのおのが今ちょうどやっている、そういった行事というか事業がですねやはりつながっていかんとですね、あまり。せっかくいいことやってるわけですよ。砂浜美術館、ネーミングもいいですし。いいことやっているのが今この黒潮町では、あまりつながってないというのが現状やないかと思います。ぜひですねそのつながっていくようにですね取り組むべきだと思います。

ここで言いたいのは、そのためにですね今度また機構改革なんかもしていかないかと思えますけれども、やはり今重要な、1 問目でですね重要に思われてるんでしたらですね、もうちょっとそこのへんに動ける場所ですかね、動ける人材が置ける場所、人材を増やしてですねいかなければならないんじゃないかと思えます。

情報発信の方法はいろいろあります。インターネットもありますし、直接出向いて誘って来るとか説明しに行く。そういった人材をですね確保しなければ、やっぱりなかなか今のまんまではいきません。

そういったイベントをまとめていくのもですね、これは人手がいっぱい要ります。あと、いろんな課と協力し合いながらやるということも大事なわけですが、ぜひですねそういうふうにやっていただきたいと思えます。

まあ答弁、多分おんなじような答弁なると思えますんで、どんどん次にいきたいと思えますけれども。

そういった誘致に当たってですね、何が欠けているか、また、今後どうしていくべきか考えを聞くということで。これ、西村議員の中でもさんざん出されましたけれども、今産業推進室長がいろいろ答えてくれていますので、推進室長、まあ自分も観光についてもいろいろやってきました。その中でどういところが欠けている。例えば2、3個でいいですので挙げていただきたいと思えますが。

いかがですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

小松議員、室長です。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、それぞれの誘致に当たって何が欠けているか、また、今後どうしていくべきか考えを聞くのご質問にお答え致します。

誘致に当たって何が欠けているかのご質問については、各観光関係団体で現状の環境により精いっぱい誘致活動に取り組んでおり、答弁については、現状と課題等について答弁させていただきます。

まず観光誘致イベントについては、それぞれの実施主体が広報活動などの情報発信から誘客活動など実施して、集客に努めて開催をして実績を挙げています。スポーツ合宿誘致については、特に課題ではありませんが、最近プロサッカーチームの関係者の方々が西南大規模公園を視察に訪れてくれます。そのときのアドバイスが、環境や食事の面では十分という評価をいただいております。その後、サッカー場の冬芝の拡張が絶対条件で、冬芝を入れてももう十分ということなのですが、さらに多目的広場への人工芝の導入があれば、宮崎や沖縄にも負けない合宿地となる可能性も高いとのアドバイスをいただいております。経費の課題もありますが、今後のプロ合宿地としての可能性を秘めているということになります。

修学旅行、まあ教育旅行と今言いますが。については、見るだけの観光旅行ではなく、地域の自然や人との交流体験を主体とした旅行が主流となっており、学校側のニーズは多く、当町でも1地区10から20戸、生徒にして30人から50人対応ですが、対応できるような民泊の受け入れ家庭があれば一層の受け入れ数の増加が見込め、併せて、町内の観光関係や体験施設への経済波及効果も見込めます。現在、受け入れを見込めそうな地区に幡多広域観光と町で説明に伺っている状況です。

企業研修、歩き遍路、公共工事の長期滞在者については、それぞれに目的が決まった方たちと思っています。宿泊等のPR、誘致活動になると考えますが、あまり例がないので今後調査、検討が必要と考えます。それぞれの誘致に当たっての状況は以上のとおりです。

今後どうしていくべきかの対応については、現在こうした誘致、集客を生かせるように、先ほどお話ししました民泊受け入れ家庭の確保の取り組み、また、本年度開催されます、仮称ですが幡多地域観光キャンペーンの取り組みを契機に、砂浜美術館と商工会、町により町内観光関連事業者による観光ネットワークの組織づくりに着手しています。個別事業者を組織化することによって、砂浜美術館を中心にして町内での観光産業の充実した取り組みを図っていきたくないと計画をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

なかなか長い答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この件につきましてはですね、先ほど西村議員が、まあ自分が聞きたいことなんかをいろいろ掘り出して聞いていただきましたんで、もうそんなには深くは突っ込んでもええんじゃないかと思います。まあ実際、ほんとに施設を整えることがですね誘致にはつながってくると。そういうことをここで言いたかったのもうこれで次へいきます。

次の行政と民間との役割分担はどうあるべきか問う、ということです。

そのまま問います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

行政と民間との役割分担はどうあるべきかを問うのご質問にお答え致します。

観光産業と経済活性化ついてという事項での行政と民間との役割分担についてということですので、観光振興での役割分担と察して答弁をさせていただきます。

先ほどもお話しましたが、今後は町内観光関連事業者による観光ネットワークの組織化を図り、行政と民間それぞれの立場で協力しながら観光振興を推進していきたいと考えています。役割分担についての考え方としては、行政側、観光振興での行政がすなわち町になりますが、その役割としては、具体的に話ますと観光地域づくりの取り組みに積極的に参画する。これはもう当たり前のことです。

それと、観光事業者や住民との連携を図り、地域の取り組みに対して支援、調整を行う。

3点目に、観光振興に資する基盤、施設の整備、推進を図る。市町村の区域を越えた連携を推進する。そして、その民間側になります観光関係団体になるわけですが、この役割を砂浜美術館、商工会、というような所に担っていただきたいというようなことで観光地域づくりに参画して、行政と民間をつなぐ役割を果たす。マーケティングを実施し、観光事業者が必要とする情報を提供する。3点目に、地域の観光の魅力を来訪者に提供する観光窓口業務になります。自ら滞在型旅行商品を開発、販売していく。3種旅行業を取得しておりますので、そこを実施していただきたい。それに対して民間の方、観光関連業者の方々には、観光地域づくりにおのおの立場で参画していただき、また、観光事業者と連携して農家民泊、漁家民泊などによる新たな魅力の創出。自らの企画力と経営力を高め、顧客満足度の向上に努めること。観光地域づくりに積極的に参画し、来訪者と地域を結びつける役割を果たしていただく。着地型観光への意識を高め、他産業と連携し新たな観光受容を開拓する。

以上、その観光ネットワーク組織の中での役割分担についてこのようなことを期待し、活性化につなげていきたいというようなことで検討をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ここの行政と民間の役割分担はどうあるべきかというところですけれども、まあほんと、答弁は答弁書でしっかり答えていただきました。ここの部分はずね本来なら、答弁書がなくても日ごろですなそういう意識があって、そういう理念を持って、そういう観光産業に当たっていただきたいと。そういうことがありまして、これに出しております。

これもさっき西村議員が質問の中に出してましたんで、あまり深くいくところはないわけですがすけれども。その答弁の中ですね、いろいろと関係業者とかの声を聞きには行っているというふうに言いましたけども、声を聞きに行くだけではすね、やはりなかなか前に進んでいかない。やはり観光に携わるの方々ですなどういう思いでやっているかとか、そういうとこを深くですな考えながらすね運営に当たっていただきたいと思えます。どうしても今言いました関係団体、商工会とか砂美の方にお問い合わせするということもありましたけれども、お願いしたらそれで任したというふうな形じゃね、駄目です。やはり常にすねそういうとこに関わっていつてすね、ほんま町のために良くなるようにすべてをつなげていかなあいかん。

ほんとここで言いたいのはすね、そういうとこを町は掘り出して、どんどんどんいろんなとこをつなげていくという作業をしていただきたいというふうに思っております。例えば野球で言うですな、よくそのチームの打線のとか言います。よくみんな耳にしたことあると思えますけれども。打線というのは1番バッターから9番までがつながっていつて、初めて点が取れるわけですすね。それも9番、8番、そういうバッターが打つともっと大量得点になっていく。今の町はすね、どうしても線がつながっておらずすね、どうしても点になっております。それをどうしてもこういうところから線につなげていくような努力をしていただきたいと思えますが、いかがですか。

簡単に答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

その観光ネットワークの組織については、先の3番目のご質問のときに、観光ネットワークづくりの組織づくりに着手していますとお答え致しました。それで、3月の中旬に黒潮町観光ネットワーク、まあ仮称ですけど、発足の準備会も立てて、関係ある参加してくれる業者さんにもお声を掛けて、集まってもらっております。それで、先ほどの4点目の行政と民間との役割ということで、組織的にこの役割分担をしながら観光振興を進めていく。また、特に砂美びが中心になって情報発信しながら、また宿泊等の受付も情報を下ろしていくと。まあ、みんながみんな参加してくれるかどうかは分かりませんが、ある程度参加してくれる方が集まって、前向きな協議ができております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

もう時間もありませんのでね、最後にしたいと思います。

ほんと、今、産業推進室が一生懸命そうやってやってきてはおりますけれども、先ほどの3問目でもありました足りないところとか、そういうのを補うところはですね、やはりほかの課も協力してやらなあいかんところがありますので、そういった行政内でのまず連携から始まって、それから民間との連携に。それが線につながるようお願いしたいということをここでお願いして、まあ4番目の質問は、最後ですね、終わりたいと思います。

もう1つ最後にですね、皆さん今議会でいろいろと課長が退職されるということが言われております。ほんとうにご苦労さまでしたと言いたいところですけど。

私からは、今後は大方球場が待ってますと。そういうふうにお伝えして、これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 57分